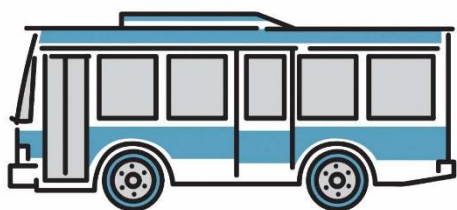


令和8年度

第1回

# 延岡市地域公共交通活性化協議会

資料



## 報告事項1 まちなか循環バスの小学生無料化実施について

まちなか循環バスの1便当たりの利用者数は、新型コロナウイルスの影響のあった年度を除き、近年ほぼ横ばいであり、現在のバス利用者は特に高齢者が中心となっています。このことから、比較的利用の少ない若年層である小学生がバスを利用する機会を創出し、更なる利用促進を図ることを目的とし、平成28年度から、8月の1ヶ月間、小学生の利用料金を無料としており、令和8年度においてもこの割引制度を実施します。

### 1. 割引内容

- (1) 割引の対象者 小学生
- (2) 割引の内容 1乗車100円の利用料金を無料とする。
- (3) 割引の期間 8月1日～8月31日（1ヶ月間）

### 2. まちなか循環バスについて

#### (1) 概要

高齢者を始めとする交通弱者の移動手段の確保、中心市街地の賑わいの創出等を図るため、平成25年度から宮崎交通（株）と延岡市の共同で市街地を循環する「まちなか循環バス」の運行を行っています。平成26年にはバスの愛称を公募により決定し、また、令和元年6月より「県立延岡病院」及び「イオン延岡」に新たにバス停を設置し、現在のルートでの運行に至っています。※根拠：道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客運送事業

#### (2) 路線の概要

| 名称                     | 中央まちなか循環バス                                                                          |                                                                                      |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | しろやま号（内回り）                                                                          | あたご号（外回り）                                                                            |
| 画像<br>（中型バス）<br>バリアフリー |  |  |
| 運行日                    | 月曜日～土曜日 ※日曜・祝日、年末年始（12月30日～1月3日）運休                                                  |                                                                                      |
| 運行回数                   | 8回（1回14.5km）                                                                        | 8回（1回14.5km）                                                                         |
| 出発時刻                   | 【延岡駅】：毎時00分出発                                                                       | 【延岡駅】：毎時30分出発                                                                        |
| 所要時間                   | 1回60分                                                                               |                                                                                      |
| 利用料金<br>（1乗車）          | 中学生以上：200円、小学生：100円、幼児：無料<br>1日フリー乗車券 中学生以上：500円、小学生：250円                           |                                                                                      |

| 名称                    | 北部まちなか循環バス                                                                        | 南部まちなか循環バス                                                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 画像<br>(中型または<br>小型バス) |  |  |
| 運行日                   | 月曜日～金曜日 ※土曜・日曜・祝日、年末年始（12月30日～1月3日）<br>運休                                         |                                                                                    |
| 運行回数                  | 7回（内回り1回 15.3km、外回り<br>14.7km）                                                    | 7回（内回り1回 14.3km、外回り<br>14.2km）                                                     |
| 出発時刻                  | 【イオン延岡】：毎時 30 分出発<br>※13 時台を除く                                                    | 【イオン延岡】：毎時 30 分出発<br>※12 時台を除く                                                     |
| 所要時間                  | 1 回 48 分                                                                          | 1 回 47 分                                                                           |
| 利用料金<br>(1 乗車)        | 中学生以上：200 円、小学生：100 円、幼児：無料<br>1 日フリー乗車券 中学生以上：500 円、小学生：250 円                    |                                                                                    |

※悠々バス利用者、障害者手帳保持者及び免許返納割引乗車証保持者は1乗車あたり利用料金の半額。  
 ※「宮崎県内路線バス全線1日乗り放題乗車券（大人券 2,000 円、学割券 1,800 円、こども券 1,000 円）」や「土日祝日1日乗り放題ホリデーバス延岡エリア（大人券 700 円、子供券 350 円）」でも乗車可。

#### 【参考】

##### 《利用者数推移（8月・中央循環のみ）》

| 区分  | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  | R7/R6 比 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|
| 小学生 | 933 | 191 | 313 | 384 | 376 | 405 | 554 | 137%    |

※整理券を取っていない利用者は含まれていないため、実際の乗車人員とは一致しない。

##### 《直近3か年の利用者数推移（年間）》

| バス事業<br>年度 | 中央まちなか循環バス |         |          | 北部まちなか循環バス |     |          | 南部まちなか循環バス |     |          |
|------------|------------|---------|----------|------------|-----|----------|------------|-----|----------|
|            | 便数         | 乗車<br>率 | 乗車<br>人員 | 便数         | 乗車率 | 乗車<br>人員 | 便数         | 乗車率 | 乗車<br>人員 |
| R5         | 4,722      | 8.9     | 42,472   | -          | -   | -        | -          | -   | -        |
| R6         | 4,720      | 10.0    | 47,398   | -          | -   | -        | -          | -   | -        |
| R7         | 4,731      | 10.7    | 50,607   | 840        | 5.9 | 4,949    | 840        | 3.8 | 3,171    |

※通常運行分のみ。臨時運行は含んでいない。※北部・南部まちなか循環バスはR7.1月～運行開始

## 報告事項2 市道改良工事に伴う 中央まちなか循環バスの迂回運行の再延長について

令和8年2月16日開催の第5回延岡市地域公共交通会議にて、市道「西出北通線」の道路改良工事による通行止めに伴い、中央まちなか循環バスは、6月末まで一部の区間を迂回して運行し、また、乗降者数の多い停留所については、臨時の停留所を一時的に設置し、地域の公共交通手段を確保することを報告しておりましたが、第2工区の工事の進捗状況を鑑み、該当区間においては7月末まで迂回運行を延長します。

### 1. 道路改良工事の概要

|        | 第1工区                                    | 第2工区                                              |
|--------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 制限箇所   | 西出北通線<br>延岡市惣領町                         | 西出北通線<br>延岡市出北                                    |
| 工事の期間  | 令和7年11月25日<br>～令和8年6月30日<br>《予定通り終了見込み》 | 令和7年11月16日<br><del>～令和8年6月30日</del><br>～令和8年7月31日 |
| 該当の停留所 | 惣領町、出北1丁目                               | 東出北、出北、石丸会館前、<br>ホームワイド出北前                        |

### 2. 対象路線

中央まちなか循環バス（あたご号・しろやま号）

### 3. 迂回運行の概要

これまでどおり、利用者の多い「ホームワイド前」は臨時の停留所を設置し、工事区間を避けて迂回運行を行います。工期の再延長に伴い、該当区間における迂回運行の終期を6月末から令和8年7月31日まで延長します。なお、地域への説明としては、お知らせ文書の回覧、停留所への掲示等を予定しております。

### 4. 参考 対象の停留所の乗降者数

対象期間：2025/9/1～10/31 実績

|         | 乗車 | 降車 | 合計  | 今回の対応    |
|---------|----|----|-----|----------|
| 出北      | 23 | 17 | 40  | 迂回運行     |
| 東出北     | 15 | 22 | 37  | 迂回運行     |
| 石丸会館    | 6  | 7  | 13  | 迂回運行     |
| ホームワイド前 | 58 | 72 | 130 | 臨時停留所を設置 |



### 報告事項3 乗合タクシー等の祝日・年末年始運休について

延岡市内で運行している乗合タクシー、コミュニティバス等は、導入された時期により祝日および年末年始運行の取扱いが分かれていました。

このため、交通事業者の運転士不足の状況や利用状況を鑑み、令和8年10月から市内の路線について祝日・年末年始は運休とし、サービスレベルの統一を図ります。

#### 1. 変更内容

|                                                                                                 | 現在 |      | 令和8年10月～ |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----|------|----------|------|
|                                                                                                 | 祝日 | 年末年始 | 祝日       | 年末年始 |
| 上三輪・貝の畑～祇園線、<br>安井・神戸～レーヨン線、<br>須佐～大武線、<br>小川・平田～祇園線                                            | 運行 | 運休   | 運休       |      |
| 小野・石田線、赤水・鯛名線、<br>櫛津・土々呂線、伊形線                                                                   | 運休 | 運行   |          |      |
| 北方線（9路線）、<br>北川線（4路線）、<br>北浦線（1路線）、<br>予約型乗合タクシー<br>（祝子川、行滕・舞野）、<br>チョイソコのべおか、<br>西階・浜砂線 ※実証運行中 | 運休 |      |          |      |

#### 2. 利用者等への周知について

○変更する路線の停留所・車内で掲示するとともに、延岡市ホームページ等で周知を行います。

【参考】祝日の利用状況について

○令和 7 年度に運行のあった祝日（日曜日、年末年始を除く）14 日間の利用者数は延べ 14 人でした。10 日間は利用者数が 0 人でした。

○乗車のあった祝日の乗車数平均は 3.5 人でした。一方、乗車のあった祝日の前後週同曜日の乗車数平均は 8.7 人であり、祝日の移動需要は少ないと考えられます。

（集計イメージ）

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 |    |    |    |

祝日と平日の移動需要を比較するために、21 日と 23 日に乗車があった場合、祝日（黄色）と平日（青）の 1 日あたり乗車数平均を比較しました。

## 協議事項１ 令和７年度決算について

令和７年度の決算について、監査結果とともに報告します。

本協議会で承認を得られましたら、決算書の写しを延岡市長に送付します。

### 歳 入

(円)

| 款 項 目 | 予算額        | 決算額        | 比較 | 説明            |
|-------|------------|------------|----|---------------|
| 1 負担金 | 0          | 0          | 0  |               |
| 1 負担金 | 0          | 0          | 0  |               |
| 1 負担金 | 0          | 0          | 0  |               |
| 2 補助金 | 20,844,000 | 20,844,000 | 0  |               |
| 1 補助金 | 20,844,000 | 20,844,000 | 0  |               |
| 1 補助金 | 20,844,000 | 20,844,000 | 0  | フィーダー系統確保維持事業 |
| 3 繰越金 | 63         | 63         | 0  |               |
| 1 繰越金 | 63         | 63         | 0  |               |
| 1 繰越金 | 63         | 63         | 0  |               |
| 4 諸収入 | 0          | 0          | 0  |               |
| 1 諸収入 | 0          | 0          | 0  |               |
| 1 諸収入 | 0          | 0          | 0  |               |
| 計     | 20,844,063 | 20,844,063 | 0  |               |

### 歳 出

(円)

| 款 項 目 | 予算額        | 決算額        | 比較 | 説明                          |
|-------|------------|------------|----|-----------------------------|
| 1 運営費 | 0          | 0          | 0  |                             |
| 1 会議費 | 0          | 0          | 0  |                             |
| 1 会議費 | 0          | 0          | 0  |                             |
| 2 事務費 | 0          | 0          | 0  |                             |
| 1 事務費 | 0          | 0          | 0  |                             |
| 2 事業費 | 20,844,000 | 20,844,000 | 0  |                             |
| 1 事業費 | 20,844,000 | 20,844,000 | 0  |                             |
| 1 事業費 | 20,844,000 | 20,844,000 | 0  | フィーダー系統確保維持事業<br>(延岡市へ支払済み) |
| 3 予備費 | 63         | 0          | 0  |                             |
| 1 予備費 | 63         | 0          | 0  |                             |
| 1 予備費 | 63         | 0          | 0  |                             |
| 計     | 20,844,063 | 20,844,000 | 63 |                             |

**歳入：20,844,063 円 － 歳出：20,844,000 円 ＝ 差引額：63 円**

※当協議会名義の口座内には平成 24 年より引き継いでいる残金 63 円があるため、繰越金として扱う。

## 監査結果報告書

延岡市地域公共交通活性化協議会規約第14条第3項の規定に基づき、令和7年度延岡市地域公共交通活性化協議会決算について、決算書、預金通帳及び関係書類を照合監査の結果、全て適正に処理されていることを認めます。

令和8年5月21日

延岡市地域公共交通活性化協議会

監査委員 一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部

支部長 野々上 忠臣



## 監査結果報告書

延岡市地域公共交通活性化協議会規約第14条第3項の規定に基づき、令和7年度延岡市地域公共交通活性化協議会決算について、決算書、預金通帳及び関係書類を照合監査の結果、全て適正に処理されていることを認めます。

令和8年5月19日

延岡市地域公共交通活性化協議会

監査委員 北浦地域活性化協議会

会長 木原 倉道



## 協議事項2 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る 地域公共交通計画の変更認定申請について

地域内フィーダー系統であるコミュニティバス「北川線」は、延岡市が所有する車両を使用して運行しています（自家用有償旅客運送）。

延岡市は、本年度この路線を運行する車両を導入する予定であり、標記の国庫補助金の交付を受けるため、地域公共交通計画を変更する必要があります。

協議会の承認後、国土交通大臣に変更認定申請書を提出するとともに、変更後の地域公共交通計画を公表します。

### 1. 車両の取得計画の概要

導入車両：普通自動車（乗車定員 10 名） 1 台

※参考車種：ハイエース ワゴン

車両を取得する者：延岡市

要する費用の総額：4,596 千円 ※全額を延岡市が負担します。

購入年月：（予定）令和9年1月

運行する補助対象路線：コミュニティバス「上赤線」「下塚線」「瀬口線」「家田線」



画像出典：トヨタ自動車(株)

### 2. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・令和7年度までは、主にバス2台および予備車両として普通自動車1台により運行していました。
- ・バスは平成28年度に導入したもので、走行距離が約40万kmに達しており、故障が頻発していたことから車両の更新が必要となっていました。
- ・このような中、令和7年度にバス1台に修理不可能な故障が発生したため、登録を抹消しました。
- ・現在はバス1台、普通自動車1台および運行を委託する事業者持込の普通自動車1台を故障時の予備車両として運行しています。
- ・このため、早急に普通自動車1台を導入し、地域住民の交通手段を確保する必要があります。

詳細は次ページ

「地域公共交通計画変更認定申請書」等の資料  
をご覧ください。

国土交通大臣 殿

名 称 延岡市地域公共交通活性化協議会  
住 所 延岡市東本小路 2 番地 1  
代表者氏名 会長（延岡市総合政策部長）  
佐藤 欣司

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 7 月 1 日

○ 変更箇所

（1）地域公共交通計画別紙

- 1 1. 車両の取得に係る目的・必要性
- 1 2. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
- 1 3. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額
- 1 8. 協議会の開催状況と主な議論

（2）表 1 0

- 以下の車両を導入する。
  - 申請番号 1 普通自動車 1 台

○ 変更理由

フィーダー系統に位置付けられている路線のうち、コミュニティバス「上赤線」「下塚線」「瀬口線」「家田線」を自家用有償旅客運送により運行する車両を導入する必要があるため。

令和 8 年 6 月 1 日

(名称) 延岡市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

延岡市は平成18年2月に北方町及び北浦町、平成19年3月に北川町と合併し、九州で2番目に面積の広い自治体となっている。地域間幹線系統等の路線バスは、延岡市中心部を起点とし、合併した旧北方町・旧北浦町・旧北川町に加え、高千穂町や日向市間を横断的に運行している。また、鉄道についても、日豊本線が市内を南北に運行している。

延岡市のコミュニティバス乗合タクシーは、合併した旧町地域や旧延岡市域の郊外部を運行し、これらを利用した市民が地域間幹線系統等を乗り継いで市の中心部へ移動することが可能となっており、支線としての役割を果たしている。

また、市街地においては、循環型の定期バス「まちなか循環バス」を運行しており、市街地に集中する医療機関や商業施設等への移動の利便性を高めている。

これらの取組みは、市内の公共交通空白地等において自動車を運転できない高齢者等の交通弱者の移動手段として役割を果たしており、市民生活に必要な交通機関として機能している。

さらに、郊外部から市街地へのアクセス改善を図り、市街地の回遊性向上を目指すため、新たに「北部・南部まちなか循環バス」の運行を開始するとともに、南部まちなか循環バスへの接続を円滑にするために「南部地域乗合タクシー4路線（櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線及び伊形線）」を延伸した。

北浦町においては、町内でオンデマンド交通の利用が定着してきたことから乗合タクシー北浦線3路線のうち2路線について廃止し、残る1路線について利用実態を踏まえダイヤを変更した。

北方町においては、乗合タクシー北方線の1路線について地域の要望を踏まえ一部路線を廃止するとともに、路線の新設を行った。

このため、地域公共交通確保維持事業により、これらの地域内フィーダー系統を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## ○利用者数について

別添1「利用者数の目標値」のとおりとする。

## ○市民1人当たりの公費負担額について

別添2「市民1人あたりの移動支援額（公的資金）の上昇抑制目標値」のとおりとする。

(いずれも延岡市地域公共交通計画 P78～80 参照)

## (2) 事業の効果

コミュニティバス及び乗合タクシーを確保・維持することにより、交通空白地等の高齢者等の通院や買物といった日常生活に必要な移動手段が確保される。

加えて、まちなか循環バス（北部・南部まちなか循環バスを含む。）の運行により、市街地における移動手段が確保され、まちなかの賑わい創出にもつながる。

また、これらの運行によって幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

さらには、高齢者等の外出機会の増加により、健康長寿の推進や消費活動に資する。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市の福祉部門が実施する、ケアプリのべおか事業（高齢者が路線バス、コミュニティバス等を利用して通うことができる場所で介護予防に関するプログラムを実施する）により利用を促す。（延岡市）
- ・小学校向けの乗り方教室や高齢者向けのお出かけ企画を実施する。（延岡市バス利用促進協議会）
- ・まちなか循環バスにおいて、小学生の運賃無料期間に合わせてキャンペーンを実施する。（延岡市バス利用促進協議会）
- ・地域交通をわがごととして考えてもらうため、利用者と交通事業者が直接意見交換できる機会として「地域座談会」を随時実施し、より使い勝手の良い経路・運行時刻の見直しを行っていく。特に、利用が低迷している路線においては、優先的に行っていく。（延岡市、地域住民）
- ・交通事業者のリソース（運転士・車両等）の確保に向け、交通事業者に対して二種免許取得や車両購入（乗合タクシーで使用する車両が対象）に係る経費に対する補助を行っていく。（延岡市）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、延岡市から運行事業者への負担金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・【支線交通の利用者数】毎年度運行実績を確認して評価
- ・【市民 1 人当たりの公費負担額】毎年度移動支援額や人口総数を確認して評価（延岡市地域公共交通計画 P78、P111 参照）

### 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ※該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</p> <p><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 表5を添付。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>11. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>延岡市北川町のコミュニティバス「上赤線」「下塚線」「瀬口線」「家田線」は、交通空白地有償運送により運行しており、年間で延べ4,000人以上が利用している。</p> <p>運行車両は延岡市の保有車両であり、令和7事業年度においては、主にバス2台および予備車両として普通自動車1台により運行していた。このうちバス2台については、平成28年度に導入したもので、いずれも走行距離が約40万kmに達し、故障が頻発していたことから、安心安全な運行のために車両の更新が必要となっていた。</p> <p>このような中、令和7年度にバスのうち1台が修理不可能な故障により登録を抹消せざるを得なくなり、令和8事業年度はバス1台、普通自動車1台および故障時の予備車両として、運行を委託する事業者持込の普通自動車1台により運行している。事業者持込車両は使用の都度に経費が発生するため、運行経費を圧迫している状況にある。</p> <p>このような状況から、早急に普通自動車1台を導入し、地域住民の交通手段を確保する必要がある。</p> |
| <p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (1) 事業の目標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| コミュニティバス「上赤線」「下塚線」「瀬口線」「家田線」の令和8年度利用者数を4,865人以上（令和7年度利用者数実績4,202人）とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 事業の効果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (1)の路線を運行する地域は高齢化率が高いことから、高齢者の利用しやすさに配慮した車両を導入することで、これまで利用をためらっていた住民の利用が進み、利用者数の向上、同路線の維持に資することができる。さらには、高齢者の外出が促進されることで、健康寿命の延伸、地域活性化にもつながる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う地方公共団体：表10を添付</li> <li>・要する費用の総額：4,596千円 ※全額を延岡市が負担する。</li> </ul> <p>事業の財源は、地域公共交通確保維持改善事業補助金と過疎地域持続的発展特別事業費、残りを市一般財源により賄う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|                                                                         |                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※該当なし                                                                   |                                                                                                       |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                     |                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                   |                                                                                                       |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                  |                                                                                                       |
| (1) 事業の目標                                                               |                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                   |                                                                                                       |
| (2) 事業の効果                                                               |                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                   |                                                                                                       |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額<br>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |                                                                                                       |
| ※該当なし                                                                   |                                                                                                       |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論                                                       |                                                                                                       |
| ・ 令和5年4月7日（第1回）                                                         | 計画策定に係る契約及び契約事務等に関する延岡市への委任について合意（書面協議）                                                               |
| ・ 令和5年6月19日（第2回）                                                        | 計画策定に関する説明及び延岡市が計画策定業務を委託した相手方について合意                                                                  |
| ・ 令和5年11月24日（第3回）                                                       | 計画素案の提示（第1章から第4章まで）及び計画に対する委員からの意見募集・合意                                                               |
| ・ 令和6年1月25日（第4回）                                                        | 計画素案の提示（第5章及び第6章）及び計画に対する委員からの意見募集・合意                                                                 |
| ・ 令和6年3月6日（第5回）                                                         | 計画最終案の提示及び当該案への承認・不承認の回答依頼（書面協議）                                                                      |
| （第5回の書面協議の結果、令和6年3月21日に承認を得られたことから、令和6年3月27日に完成、令和6年3月28日に公表した。）        |                                                                                                       |
| ・ 令和6年5月22日（第1回）                                                        | 令和7年度計画別紙認定申請について、協議会承認を受けた。                                                                          |
| ・ 令和6年11月15日（第3回）                                                       | 北部・南部まちなか循環バスの実証運行について、協議会承認を受けた。                                                                     |
| ・ 令和7年2月7日（第6回）                                                         | 令和7年度計画変更認定申請について、「北部・南部まちなか循環バス4系統の追加」「南部地域乗合タクシー4路線の延伸」の協議会承認を受けた。                                  |
| ・ 令和7年5月27日（第1回）                                                        | 令和7年度計画変更認定申請について、「乗合タクシー北方線の一部路線の延伸」の協議会承認を受けた。<br>令和8年度計画別紙認定申請について、協議会承認を受けた。                      |
| ・ 令和7年11月17日（第2回）                                                       | 「乗合タクシー北浦線の一部路線の廃止」および「乗合タクシー北方線の一部路線の運行ルート改変」に係る計画変更について、協議会承認を受けた。<br>上記に係る令和8年度計画変更について、協議会承認を受けた。 |
| ・ 令和8年6月1日（第1回）                                                         | 「車両の取得」に係る計画変更について、協議会承認を受けた。<br>上記に係る令和8年度計画変更について、協議会承認を受けた。                                        |
| 19. 利用者等の意見の反映状況                                                        |                                                                                                       |

地域公共交通計画策定に当たり、下記の調査を実施した。各調査から得られた結果のポイントを踏まえ、目標を達成するための実施事業に反映した。

①アンケート調査

- ・ 市民 6,000 世帯に郵送と WEB によるアンケート配布
- ・ 市内立地企業 50 社を対象に郵送によるアンケート配布
- ・ 市内高校 6 校及び市外高校 5 校の 1 年生にアンケート配布
- ・ 九州保健福祉大学の学生を対象に、WEB アンケート配布

②路線バス乗降調査・利用者ヒアリング

市内幹線軸 7 路線（市補助路線）において、調査員の乗込みによるインタビューを実施

③主要施設ヒアリング調査

主要施設（JR 延岡駅など 4 か所）において、調査員によるインタビューを実施

④交通事業者等へのヒアリング調査

交通事業者 8 者と市関連部局 10 者に対して直接面談方式による聞き取り調査を実施

⑤地域座談会

市内中学校単位（16 地域）において実施し、各地域のニーズや課題を抽出した。

また、令和 6 年 2 月 5 日から令和 6 年 2 月 26 日までの期間でパブリックコメントを実施した結果、4 名から 7 件の意見を得たため、今後の取組みの参考意見とすることとした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1

（所 属）延岡市総合政策部地域政策課

（氏 名）山本 拓朗

（電 話）0982-22-7039

（e-mail）[chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp](mailto:chiiki-s@city.nobeoka.miyazaki.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表10 車両の取得計画の概要(自家用有償に係る車両購入)(地域内フィーダー系統)

○車両の取得

| 市区町村名 | 運送予定者名 | 申請<br>番号 | 運行の用に供する<br>補助対象系統名<br>(申請番号)                                                        | 補助対象車両の種別 | 乗車<br>定員 | 購入<br>年月 |
|-------|--------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|----------|
| 延岡市   | 延岡市    | 1        | (15) コミュニティバス「上赤線」<br>(16) コミュニティバス「下塚線」<br>(17) コミュニティバス「瀬口線」<br>(18) コミュニティバス「家田線」 | 普通自動車     | 10       | R9.1     |
|       |        | 2        | ( )                                                                                  |           |          |          |
|       |        | 3        | ( )                                                                                  |           |          |          |
|       |        | 4        | ( )                                                                                  |           |          |          |
|       |        | 5        | ( )                                                                                  |           |          |          |

○講習の受講(車両を取得し、講習を受講する場合のみ)

|        |  |
|--------|--|
| 受講予定者数 |  |
|--------|--|

- (注)
- 「補助対象車両の種別」については、小型自動車、軽自動車又は普通自動車の別を記載すること。(道路運送車両法施行規則 別表第一)
  - 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。  
なお、立席は座席を除いた面積を1人当たりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
  - 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

延岡市地域公共交通計画（令和8年6月一部修正）新旧対照表

赤字変更箇所

新

旧

〈P 5 6〉

○コミュニティバス北川線において、**ライダー補助(運行経費補助、車両減価償却費等補助)**を記載

〈P 5 6〉

地域公共交通確保維持事業を活用する路線の概要及び確保・維持策の表

| 位置付け               | 交通モード          | 路線名          | 事業区分                           | 運行主体                     | 運行形態   | 補助対象事業                    |
|--------------------|----------------|--------------|--------------------------------|--------------------------|--------|---------------------------|
| 地域間幹線              | 路線バス           | 高千穂線         | 4条乗合                           | 交通事業者                    | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)                 |
|                    |                | 日向線          | 4条乗合                           | 交通事業者                    | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)                 |
| 支線交通<br>(ライダー)     | 路線バス           | 宮野浦線         | 4条乗合                           | 交通事業者                    | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)                 |
|                    |                | まちなか循環バス     | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 北部まちなか循環バス※1 | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 南部まちなか循環バス※1 | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 美々地線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 鹿川線          | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 二股線          | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 猿渡線          | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 三ヶ村線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 大保下線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 下崎・笠下黒原線     | 4条乗合                           | 延岡市<br>(運行は交通事業者<br>に委託) | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 片内・菅原線       | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 上中尾線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 下塚線※2        | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | －                         |
|                    |                | 市尾内線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 三川内線※2       | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | －                         |
| 支線交通<br>(コミュニティバス) | 乗合タクシー<br>旧延岡線 | 上三輪・貝の畑～祇園線  | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 安井・神戸～レーヨン線  | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 須佐～大武線       | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 小川・平田～祇園線    | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 上赤線          | 自家用有償<br>旅客運送<br>(市町村有償<br>運送) | 延岡市                      | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 下塚線          |                                |                          | 路線定期運行 | 運行経費補助、<br>車両減価償却費等<br>補助 |
|                    |                | 瀬口線          |                                |                          | 路線定期運行 |                           |
|                    |                | 家田線          |                                |                          | 路線定期運行 |                           |
|                    |                | 小野・石田線※1     | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 赤水・鯛名線※1     | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 榑津・土々呂線※1    | 4条乗合                           | 延岡市<br>(運行は交通事業者<br>に委託) | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 伊形線※1        | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国)                 |
|                    |                | 祝子川乗合タクシー    | 4条乗合                           |                          | 区域運行   | －                         |
|                    |                | チヨイソコのおおか    | 4条乗合                           |                          | 区域運行   | －                         |

| 位置付け               | 交通モード          | 路線名          | 事業区分                           | 運行主体                     | 運行形態   | 補助対象事業    |
|--------------------|----------------|--------------|--------------------------------|--------------------------|--------|-----------|
| 地域間幹線              | 路線バス           | 高千穂線         | 4条乗合                           | 交通事業者                    | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県) |
|                    |                | 日向線          | 4条乗合                           | 交通事業者                    | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県) |
| 支線交通<br>(ライダー)     | 路線バス           | 宮野浦線         | 4条乗合                           | 交通事業者                    | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県) |
|                    |                | まちなか循環バス     | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 北部まちなか循環バス※1 | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 南部まちなか循環バス※1 | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 美々地線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 鹿川線          | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 二股線          | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 猿渡線          | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 三ヶ村線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 大保下線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 下崎・笠下黒原線     | 4条乗合                           | 延岡市<br>(運行は交通事業者<br>に委託) | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 片内・菅原線       | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 上中尾線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 下塚線※2        | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | －         |
|                    |                | 市尾内線         | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 三川内線※2       | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | －         |
| 支線交通<br>(コミュニティバス) | 乗合タクシー<br>旧延岡線 | 上三輪・貝の畑～祇園線  | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 安井・神戸～レーヨン線  | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 須佐～大武線       | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 小川・平田～祇園線    | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 上赤線          | 自家用有償<br>旅客運送<br>(市町村有償<br>運送) | 延岡市                      | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 下塚線          |                                |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 瀬口線          |                                |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 家田線          |                                |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 小野・石田線※1     | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 赤水・鯛名線※1     | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 榑津・土々呂線※1    | 4条乗合                           | 延岡市<br>(運行は交通事業者<br>に委託) | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 伊形線※1        | 4条乗合                           |                          | 路線定期運行 | ライダー補助(国) |
|                    |                | 祝子川乗合タクシー    | 4条乗合                           |                          | 区域運行   | －         |
|                    |                | チヨイソコのおおか    | 4条乗合                           |                          | 区域運行   | －         |

## 〈地域公共交通確保維持事業を活用する対象路線の概要〉

- 本計画における計画区域内の一部路線バス及び乗合タクシー・コミュニティバスにおいては、通学や通勤、買い物、通院、観光等の多様な目的での移動を支える幹線・支線交通があり、将来にわたり維持を図るため、運行費の国庫補助(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用します。

下表※1の路線はR7.4～国庫補助の活用を予定

下表※2の路線はR8.1～廃線を予定

表 地域公共交通確保維持事業を活用する路線の概要 (R7.2時点)

| 位置付け            | 交通モード           | 路線名          | 事業区分                           | 運行主体                 | 運行形態   | 補助対象事業                                    |
|-----------------|-----------------|--------------|--------------------------------|----------------------|--------|-------------------------------------------|
| 地域間幹線           | 路線バス            | 高千穂線         | 4条乗合                           | 交通事業者                | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)                                 |
|                 |                 | 日向線          | 4条乗合                           | 交通事業者                | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)                                 |
|                 |                 | 宮野浦線         | 4条乗合                           | 交通事業者                | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)                                 |
|                 |                 | まちなか循環バス     | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 北部まちなか循環バス※1 | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 南部まちなか循環バス※1 | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 | 乗合タクシー<br>北方線   | 美々地線         | 4条乗合                           | 延岡市<br>(運行は交通事業者に委託) | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 鹿川線          | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 二股線          | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 猿渡線          | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 三ヶ村線         | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 大保下線         | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 下崎・笠下黒原線     | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 片内・菅原線       | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 上中尾線         | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 下塚線※2        | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | －                                         |
| 支線交通<br>(フィーダー) | 乗合タクシー<br>北浦線   | 市尾内線         | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 三川内線※2       | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | －                                         |
|                 |                 | 上三輪・貝の畑～祇園線  | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 | 乗合タクシー<br>旧延岡線  | 安井・神戸～レーヨン線  | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 須佐～大武線       | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 小川・平田～祇園線    | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 上赤線          | 自家用有償<br>旅客運送<br>(市町村有償<br>運送) | 延岡市                  | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)<br>〔運行経費補助、<br>車両減価償却費等<br>補助〕 |
|                 | コミュニティ<br>バス北川線 | 下塚線          |                                |                      | 路線定期運行 |                                           |
|                 |                 | 瀬口線          |                                |                      | 路線定期運行 |                                           |
|                 |                 | 家田線          |                                |                      | 路線定期運行 |                                           |
|                 | 南部<br>乗合タクシー    | 小野・石田線※1     | 4条乗合                           | 延岡市<br>(運行は交通事業者に委託) | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 赤水・鯛名線※1     | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 櫛津・土々呂線※1    | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
|                 |                 | 伊形線※1        | 4条乗合                           |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国)                                |
| 支線交通<br>(自主路線)  | 予約型乗合<br>タクシー   | 祝子川乗合タクシー    | 4条乗合                           |                      | 区域運行   | －                                         |
|                 |                 | チョイソコのおほか    | 4条乗合                           |                      | 区域運行   | －                                         |

## 〈地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性〉

延岡市のコミュニティバス及び乗合タクシーは、旧延岡市域の郊外部を中心に運行し、これらを利用した市民が地域間幹線系統等を乗り継いで市の中心部へ移動することが可能となっていることなどから、支線(フィーダー路線)としての役割を果たしている。加えて、市街地においては循環型の定期バス「まちなか循環バス」を運行しており、市街地に集中する医療機関や商業施設等への移動の利便性を高めている。

これらの取組は、市内の公共交通空白地域等において自動車を運転できない高齢者等の交通弱者の移動手段として役割を果たしており、市民生活に必要な交通機関として機能している。

このことから、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)により、これらの地域内フィーダー系統を確保・維持することで、地域住民の移動手段を存続させていくことが必要である。

### 協議事項3 令和8年度予算について

フィーダー系統確保維持事業に係る国庫補助金は本協議会に対して支払われるため、同事業に係る補助金の歳入と歳出を計上しています。

本協議会で承認を得られましたら、予算書の写しを延岡市長に送付します。

#### 歳 入

(円)

| 款 項 目 | 予算額        | 前年度<br>予算額 | 比較        | 説明            |
|-------|------------|------------|-----------|---------------|
| 1 負担金 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 負担金 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 負担金 | 0          | 0          | 0         |               |
| 2 補助金 | 24,166,000 | 20,844,000 | 3,322,000 |               |
| 1 補助金 | 24,166,000 | 20,844,000 | 3,322,000 |               |
| 1 補助金 | 24,166,000 | 20,844,000 | 3,322,000 | フィーダー系統確保維持事業 |
| 3 繰越金 | 63         | 63         | 0         |               |
| 1 繰越金 | 63         | 63         | 0         |               |
| 1 繰越金 | 63         | 63         | 0         |               |
| 4 諸収入 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 諸収入 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 諸収入 | 0          | 0          | 0         |               |
| 計     | 24,166,063 | 20,844,063 | 3,322,000 |               |

#### 歳 出

(円)

| 款 項 目 | 予算額        | 前年度<br>予算額 | 比較        | 説明            |
|-------|------------|------------|-----------|---------------|
| 1 運営費 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 会議費 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 会議費 | 0          | 0          | 0         |               |
| 2 事務費 | 0          | 0          | 0         |               |
| 1 事務費 | 0          | 0          | 0         |               |
| 2 事業費 | 24,166,000 | 20,844,000 | 3,322,000 |               |
| 1 事業費 | 24,166,000 | 20,844,000 | 3,322,000 |               |
| 1 事業費 | 24,166,000 | 20,844,000 | 3,322,000 | フィーダー系統確保維持事業 |
| 3 予備費 | 63         | 63         | 0         |               |
| 1 予備費 | 63         | 63         | 0         |               |
| 1 予備費 | 63         | 63         | 0         |               |
| 計     | 24,166,063 | 20,844,063 | 3,322,000 |               |

※フィーダー系統確保維持事業に係る国庫補助金の額については見込額であるため、今後実績等が確定し、予算を補正する必要が生じた場合は、予算を調製の上、速やかに本協議会に諮るものとします。

## 協議事項4 令和9年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る 地域公共交通計画の認定申請について

令和9年度（運行期間：令和8年10月～令和9年9月）地域公共交通確保維持改善事業における「フィーダー系統確保維持事業」の認定申請を行います。  
協議会の承認後、国土交通大臣に認定申請書を提出します。

### 1 地域公共交通確保維持改善事業の概要

■地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援するものであり、大きく分けて以下の3つ（①～③）の内容で構成されています。

- ① 地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）  
バス交通や離島航路・航空路といった生活交通の確保維持を支援する。
- ② 快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）  
鉄道駅のバリアフリー化や公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性向上等を支援
- ③ 持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画等策定の後押し（地域公共交通調査等事業）  
地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定、地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援

#### 地域内フィーダー系統補助

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

○フィーダー系統：バスの停留所、鉄道バスの停留所、鉄道の駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワーク（地域間幹線バス、電車、旅客船及び航空機）と接続する系統。

○支援の内容

コミュニティバスや乗合タクシーの運行に係る欠損額の一部を補助

## 2. 認定申請の概要

### ■計画期間

令和9年度（令和8年10月～令和9年9月）

### ■系統数

28 系統（北方線9、北浦線1、旧延岡線4、北川線4、まちなか循環バス6、南部地域乗合タクシー4）

### ■令和9年度分に関する今後のスケジュール（予定）

| 日程                 | 内容                            |
|--------------------|-------------------------------|
| 令和8年6月1日（今回）       | 協議会における延岡市地域内フィーダー系統確保維持計画の協議 |
| 令和8年6月30日まで        | 国土交通大臣に対して計画認定申請書を提出          |
| 令和8年9月末頃           | 計画認定                          |
| 令和8年10月～<br>令和9年9月 | 事業期間（当該事業費は全額延岡市が負担）          |
| 令和9年11月末           | 実績報告、補助金交付申請                  |
| 令和10年1月頃           | 事業評価                          |
| 令和10年3月末           | 補助金交付（国→本協議会）                 |
| 令和10年4月            | 延岡市へ全額を支払い（本協議会→延岡市）          |

詳細は次ページ

「地域公共交通計画認定申請書」等の資料  
をご覧ください。

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

延地公共交通協第 号  
令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

名 称 延岡市地域公共交通活性化協議会  
住 所 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1  
代 表 者 氏 名 佐藤 欣司

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 日

(名称) 延岡市地域公共交通活性化協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

延岡市は平成18年2月に北方町及び北浦町、平成19年3月に北川町と合併し、九州で2番目に面積の広い自治体となっている。地域間幹線系統等の路線バスは、延岡市中心部を起点とし、合併した旧北方町・旧北浦町・旧北川町に加え、高千穂町や日向市間を横断的に運行している。また、鉄道についても、日豊本線が市内を南北に運行している。

延岡市のコミュニティバス乗合タクシーは、合併した旧町地域や旧延岡市域の郊外部を運行し、これらを利用した市民が地域間幹線系統等を乗り継いで市の中心部へ移動することが可能となっており、支線としての役割を果たしている。

また、市街地においては、循環型の定期バス「まちなか循環バス」を運行しており、市街地に集中する医療機関や商業施設等への移動の利便性を高めている。

これらの取組みは、市内の公共交通空白地等において自動車を運転できない高齢者等の交通弱者の移動手段として役割を果たしており、市民生活に必要な交通機関として機能している。

さらに、郊外部から市街地へのアクセス改善を図り、市街地の回遊性向上を目指すため、新たに「北部・南部まちなか循環バス」の運行を開始するとともに、南部まちなか循環バスへの接続を円滑にするために「南部地域乗合タクシー4路線（櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線及び伊形線）」を延伸した。

北浦町においては、町内でオンデマンド交通の利用が定着してきたことから乗合タクシー北浦線3路線のうち2路線について廃止し、残る1路線について利用実態を踏まえダイヤを変更した。

北方町においては、乗合タクシー北方線の1路線について地域の要望を踏まえ一部路線を廃止するとともに、路線の新設を行った。

このため、地域公共交通確保維持事業により、これらの地域内フィーダー系統を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## ○利用者数について

別添1「利用者数の目標値」のとおりとする。

## ○市民1人当たりの公費負担額について

別添2「市民1人あたりの移動支援額（公的資金）の上昇抑制目標値」のとおりとする。

(いずれも延岡市地域公共交通計画 P78～80 参照)

## (2) 事業の効果

コミュニティバス及び乗合タクシーを確保・維持することにより、交通空白地等の高齢者等の通院や買物といった日常生活に必要な移動手段が確保される。

加えて、まちなか循環バス（北部・南部まちなか循環バスを含む。）の運行により、市街地における移動手段が確保され、まちなかの賑わい創出にもつながる。

また、これらの運行によって幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

さらには、高齢者等の外出機会の増加により、健康長寿の推進や消費活動に資する。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市の福祉部門が実施する、ケアプリのべおか事業（高齢者が路線バス、コミュニティバス等を利用して通うことができる場所で介護予防に関するプログラムを実施する）により利用を促す。（延岡市）
- ・小学校向けの乗り方教室や高齢者向けのお出かけ企画を実施する。（延岡市バス利用促進協議会）
- ・まちなか循環バスにおいて、小学生の運賃無料期間に合わせてキャンペーンを実施する。（延岡市バス利用促進協議会）
- ・地域交通をわがごととして考えてもらうため、利用者と交通事業者が直接意見交換できる機会として「地域座談会」を随時実施し、より使い勝手の良い経路・運行時刻の見直しを行っていく。特に、利用が低迷している路線においては、優先的に行っていく。（延岡市、地域住民）
- ・交通事業者のリソース（運転士・車両等）の確保に向け、交通事業者に対して二種免許取得や車両購入（乗合タクシーで使用する車両が対象）に係る経費に対する補助を行っていく。（延岡市）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、延岡市から運行事業者への負担金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・【支線交通の利用者数】毎年度運行実績を確認して評価
- ・【市民 1 人当たりの公費負担額】毎年度移動支援額や人口総数を確認して評価（延岡市地域公共交通計画 P78、P111 参照）

### 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

#### 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

#### 【地域間幹線系統のみ】

|                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>                                                        |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>                                                                         |
| 表5を添付。                                                                                                                      |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                |
| (1) 事業の目標                                                                                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| (2) 事業の効果                                                                                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b> |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                                  |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                               |
| (1) 事業の目標                                                                                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| (2) 事業の効果                                                                                                                   |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                                                 |
| ※該当なし                                                                                                                       |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論                                                                                                           |

- ・ 令和 5 年 4 月 7 日（第 1 回） 計画策定に係る契約及び契約事務等に関する延岡市への委任について合意（書面協議）
  - ・ 令和 5 年 6 月 19 日（第 2 回） 計画策定に関する説明及び延岡市が計画策定業務を委託した相手方について合意
  - ・ 令和 5 年 11 月 24 日（第 3 回） 計画素案の提示（第 1 章から第 4 章まで）及び計画に対する委員からの意見募集・合意
  - ・ 令和 6 年 1 月 25 日（第 4 回） 計画素案の提示（第 5 章及び第 6 章）及び計画に対する委員からの意見募集・合意
  - ・ 令和 6 年 3 月 6 日（第 5 回） 計画最終案の提示及び当該案への承認・不承認の回答依頼（書面協議）
- （第 5 回の書面協議の結果、令和 6 年 3 月 21 日に承認を得られたことから、令和 6 年 3 月 27 日に完成、令和 6 年 3 月 28 日に公表した。）
- ・ 令和 6 年 11 月 15 日（第 3 回） 北部・南部まちなか循環バスの実証運行について、協議会承認を受けた。
  - ・ 令和 7 年 5 月 27 日（第 1 回） 令和 8 年度計画別紙認定申請について、協議会承認を受けた。
  - ・ 令和 7 年 11 月 17 日（第 2 回） 「乗合タクシー北浦線の一部路線の廃止」および「乗合タクシー北方線の一部路線の運行ルート改変」に係る計画変更について、協議会承認を受けた。  
上記に係る令和 8 年度計画変更について、協議会承認を受けた。
  - ・ 令和 8 年 6 月 1 日（第 1 回） 「車両の取得」に係る計画変更について、協議会承認を受けた。  
上記に係る令和 8 年度計画変更について、協議会承認を受けた。
- 令和 9 年度計画別紙認定申請について、協議会承認を受けた。

## 19. 利用者等の意見の反映状況

地域公共交通計画策定に当たり、下記の調査を実施した。各調査から得られた結果のポイントを踏まえ、目標を達成するための実施事業に反映した。

### ① アンケート調査

- ・ 市民 6,000 世帯に郵送と WEB によるアンケート配布
- ・ 市内立地企業 50 社を対象に郵送によるアンケート配布
- ・ 市内高校 6 校及び市外高校 5 校の 1 年生にアンケート配布
- ・ 九州保健福祉大学の学生を対象に、WEB アンケート配布

### ② 路線バス乗降調査・利用者ヒアリング

市内幹線軸 7 路線（市補助路線）において、調査員の乗込みによるインタビューを実施

### ③ 主要施設ヒアリング調査

主要施設（JR 延岡駅など 4 か所）において、調査員によるインタビューを実施

### ④ 交通事業者等へのヒアリング調査

交通事業者 8 者と市関連部局 10 者に対して直接面談方式による聞き取り調査を実施

### ⑤ 地域座談会

市内中学校単位（16 地域）において実施し、各地域のニーズや課題を抽出した。

また、令和 6 年 2 月 5 日から令和 6 年 2 月 26 日までの期間でパブリックコメントを実施した結果、4 名から 7 件の意見を得たため、今後の取組みの参考意見とすることとした。

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1

（所 属）延岡市総合政策部地域政策課

（氏 名）山本 拓朗

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

■別添1 利用者数の目標値

※1回＝1往復

| 運行予定者                                                | 申請<br>番号 | 運行系統名       | 実 績                  |               |                                       |               |                             |               |                      |               |                        |               | 目 標                     |               |                         |               |
|------------------------------------------------------|----------|-------------|----------------------|---------------|---------------------------------------|---------------|-----------------------------|---------------|----------------------|---------------|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
|                                                      |          |             | R6年度<br>(R5.10～R6.9) |               | R7年度<br>(R6.10～R7.9)<br>※21～24はR7.4～9 |               | R8年度<br>上半期<br>(R7.10～R8.3) |               | R9年度<br>(R8.10～R9.9) |               | R10年度<br>(R9.10～R10.9) |               | R11年度<br>(R10.10～R11.9) |               | R12年度<br>(R11.10～R12.9) |               |
|                                                      |          |             | 利用者数                 | 1回あたり<br>利用人数 | 利用者数                                  | 1回あたり<br>利用人数 | 利用者数                        | 1回あたり<br>利用人数 | 利用者数                 | 1回あたり<br>利用人数 | 利用者数                   | 1回あたり<br>利用人数 | 利用者数                    | 1回あたり<br>利用人数 | 利用者数                    | 1回あたり<br>利用人数 |
| (株)あさひ観光バス                                           | 1        | 美々地線        | 245                  | 2.6           | 190                                   | 2.0           | 57                          | 1.2           | 188                  | 2.0           | 188                    | 2.0           | 188                     | 2.0           | 188                     | 2.0           |
|                                                      | 2        | 鹿川線         | 724                  | 7.3           | 491                                   | 4.9           | 187                         | 3.7           | 490                  | 4.9           | 490                    | 4.9           | 490                     | 4.9           | 490                     | 4.9           |
|                                                      | 3        | 二股線         | 603                  | 5.9           | 486                                   | 4.8           | 275                         | 5.6           | 485                  | 4.8           | 485                    | 4.8           | 485                     | 4.8           | 485                     | 4.8           |
|                                                      | 4        | 猿渡線         | 433                  | 8.6           | 319                                   | 6.2           | 105                         | 4.4           | 310                  | 6.2           | 310                    | 6.2           | 310                     | 6.2           | 310                     | 6.2           |
|                                                      | 5        | 三ヶ村線        | 331                  | 6.6           | 302                                   | 5.9           | 100                         | 4.2           | 295                  | 5.9           | 295                    | 5.9           | 295                     | 5.9           | 295                     | 5.9           |
|                                                      | 6        | 大保下線        | 387                  | 7.7           | 289                                   | 5.8           | 151                         | 6.0           | 284                  | 5.8           | 284                    | 5.8           | 284                     | 5.8           | 284                     | 5.8           |
|                                                      | 7        | 下崎・笠下黒原線    | 74                   | 1.5           | 213                                   | 4.3           | 98                          | 3.9           | 211                  | 4.3           | 211                    | 4.3           | 211                     | 4.3           | 211                     | 4.3           |
|                                                      | 8        | 片内・菅原線      | 648                  | 6.5           | 679                                   | 6.8           | 288                         | 5.8           | 680                  | 6.8           | 680                    | 6.8           | 680                     | 6.8           | 680                     | 6.8           |
|                                                      | 9        | 上中尾線        | 341                  | 7.9           | 216                                   | 4.9           | 82                          | 3.9           | 221                  | 4.9           | 221                    | 4.9           | 221                     | 4.9           | 221                     | 4.9           |
|                                                      | 10       | 市尾内線        | 684                  | 3.3           | 455                                   | 2.2           | 249                         | 2.4           | 427                  | 2.2           | 427                    | 2.2           | 427                     | 2.2           | 427                     | 2.2           |
| 宮崎第一交通(株)<br>扇興タクシー(株)<br>宮交タクシー(株)<br>延岡グリーンタクシー(株) | 11       | 上三輪・貝の畑～祇園線 | 421                  | 4.0           | 414                                   | 3.9           | 172                         | 3.4           | 374                  | 3.9           | 374                    | 3.9           | 374                     | 3.9           | 374                     | 3.9           |
|                                                      | 12       | 安井・神戸～レーヨン線 | 347                  | 3.3           | 453                                   | 4.3           | 462                         | 9.2           | 911                  | 9.2           | 911                    | 9.2           | 911                     | 9.2           | 911                     | 9.2           |
|                                                      | 13       | 須佐～大武線      | 292                  | 5.6           | 420                                   | 8.0           | 151                         | 6.0           | 392                  | 8.0           | 392                    | 8.0           | 392                     | 8.0           | 392                     | 8.0           |
|                                                      | 14       | 小川・平田線～祇園線  | 199                  | 3.8           | 183                                   | 3.4           | 98                          | 3.9           | 163                  | 3.4           | 163                    | 3.4           | 163                     | 3.4           | 163                     | 3.4           |
|                                                      | 15       | 上赤線         | 1,627                | 4.5           | 1,448                                 | 4.0           | 809                         | 4.6           | 1,430                | 4.0           | 1,430                  | 4.0           | 1,430                   | 4.0           | 1,430                   | 4.0           |
| 延岡市                                                  | 16       | 下塚線         | 1,372                | 3.7           | 999                                   | 2.6           | 410                         | 2.2           | 962                  | 2.6           | 962                    | 2.6           | 962                     | 2.6           | 962                     | 2.6           |
|                                                      | 17       | 瀬口線         | 1,224                | 3.4           | 1,258                                 | 3.5           | 673                         | 3.8           | 1,243                | 3.5           | 1,243                  | 3.5           | 1,243                   | 3.5           | 1,243                   | 3.5           |
|                                                      | 18       | 家田線         | 311                  | 0.9           | 497                                   | 1.4           | 185                         | 1.0           | 710                  | 2.0           | 710                    | 2.0           | 710                     | 2.0           | 710                     | 2.0           |
| 宮崎交通(株)                                              | 19-20    | まちなか循環バス    | 47,240               | 9.9           | 50,607                                | 10.7          |                             |               | 50,333               | 10.7          | 50,333                 | 10.7          | 50,333                  | 10.7          | 50,333                  | 10.7          |
|                                                      | 21-22    | 北部まちなか循環バス  |                      |               | 4,949                                 | 5.7           |                             |               | 9,696                | 5.7           | 9,696                  | 5.7           | 9,696                   | 5.7           | 9,696                   | 5.7           |
|                                                      | 23-24    | 南部まちなか循環バス  |                      |               | 3,171                                 | 3.6           |                             |               | 6,124                | 3.6           | 6,124                  | 3.6           | 6,124                   | 3.6           | 6,124                   | 3.6           |
| 宮崎第一交通(株)<br>扇興タクシー(株)<br>宮交タクシー(株)<br>延岡グリーンタクシー(株) | 25       | 柳津・土々呂線     | 1,124                | 11.4          | 1,411                                 | 14.0          | 698                         | 13.6          | 1,386                | 14.0          | 1,386                  | 14.0          | 1,386                   | 14.0          | 1,386                   | 14.0          |
|                                                      | 26       | 小野・石田線      | 620                  | 6.6           | 577                                   | 6.0           | 276                         | 6.0           | 564                  | 6.0           | 564                    | 6.0           | 564                     | 6.0           | 564                     | 6.0           |
|                                                      | 27       | 赤水・鯛名線      | 787                  | 8.6           | 739                                   | 7.9           | 421                         | 9.1           | 743                  | 7.9           | 743                    | 7.9           | 743                     | 7.9           | 743                     | 7.9           |
|                                                      | 28       | 伊形線         | 294                  | 3.1           | 515                                   | 5.4           | 265                         | 5.7           | 508                  | 5.4           | 508                    | 5.4           | 508                     | 5.4           | 508                     | 5.4           |
|                                                      |          | 乗車人数合計      | 60,328               |               | 71,281                                |               | 6,212                       |               | 79,127               |               | 79,127                 |               | 79,127                  |               | 79,127                  |               |

【令和8年度における利用者数目標設定の根拠について】

- 延岡市地域公共交通計画における令和11年度の利用者数目標値は77,160人以上で設定している(計画P78参照)。  
この目標を達成するため、令和9年度の目標利用者数を「79,127人」(1回当たり利用人数×表1に記載した計画運行回数)とし、令和11年度まで当該水準を維持できるよう設定している。

【各運行系統における1回あたり利用人数目標設定の根拠について】

- 申請番号12は、令和8年度上半期に令和7年度と比較して200%以上となり、路線再編に伴い新たな利用者を取り込んでいることが推察される。  
このため、12については令和8年度上半期と同じ1回あたり利用人数を設定した。
- 申請番号18については、令和6年度、令和7年度と続けて1回あたり利用人数が2.0を下回っていることから、状況を分析したうえで重点的に利用促進策を実施するため、2.0で設定した。
- その他については、令和7年度実績と同程度の乗車を見込み、令和7年度と同じ1回あたり利用人数を設定した。

■別添2 市民1人あたりの移動支援額(公的資金)の上昇抑制目標値

| 市民の移動を支援するために充てられる公的事業 |                         | 実績値   |       | 目標値   |        |
|------------------------|-------------------------|-------|-------|-------|--------|
|                        |                         | R4年度  | R6年度  | R9年度  | R10年度  |
| ①                      | 地方バス路線維持補助              | 1,677 | 1,877 | 1,677 | 1,677↓ |
| ②                      | 地域コミュニティバス運行事業          | 274   | 320   | 274   | 274↓   |
| ③                      | うち【リーダー系統】              | (248) | (287) | (248) | (248)↓ |
| ③                      | 【リーダー系統】 まちなか循環バス運行事業   | 76    | 85    | 76    | 76↓    |
| ④                      | 脱マイカー社会推進のためのオンデマンド交通事業 | 264   | 176   | 264   | 264↓   |
| ⑤                      | まちなかバス新路線DX実証事業         | 7     | 39    | 7     | 7↓     |
| ⑥                      | 離島航路補助事業                | 369   | 634   | 369   | 369↓   |
| ⑦                      | スクールバス運行管理事業            | 326   | 349   | 326   | 326↓   |
| ⑧                      | 通学送迎委託事業                | 19    | 11    | 19    | 19↓    |
| ⑨                      | 高齢者福祉バス運行委託事業           | 80    | 134   | 80    | 80↓    |
| ⑩                      | 高齢者バス貸切料助成事業            | 5     | 7     | 5     | 5↓     |
| ⑪                      | 高齢者バス利用助成事業             | 68    | 74    | 68    | 68↓    |
| ⑫                      | 障がい者福祉バス運行委託事業          | 9     | 27    | 9     | 9↓     |
| 合計                     |                         | 3,174 | 3,733 | 3,174 | 3,174↓ |

(単位:円)

- 延岡市地域公共交通計画における令和11年度の「住民一人当たりの移動支援額」目標値は令和4年度の水準で「3,174円/人以下」としている。
- このうち、リーダー系統に係る目標値は「324円/人以下」としていることから、令和9年度は「324円/人以下」を目標として設定する。
- その他の事業についても同様の考え方で目標を設定している。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名                                                             | 運行系統名<br>(申請番号)      | 運行系統    |              |        | 計画運行<br>日数 | 計画<br>運行<br>回数   | 利便促進<br>特別措置 | 運送継続<br>特別措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7・別表9・別表10) |                                                    |                           |
|-------|--------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|--------------|--------|------------|------------------|--------------|--------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------|
|       |                                                                    |                      | 起点      | 経由地          | 終点     |            |                  |              |              | 基準に<br>該当する<br>要件(別<br>表7・9)      | 補助対象地域間幹線系統<br>等と接続の確保                             | 基準外で該当<br>する事件<br>(別表7のみ) |
| 延岡市   | (株)あさひ観光バス                                                         | 乗合タクシー「美々地<br>(1)線」  | 北方町総合支所 | 日平           | 美々地神社前 | 往<br>復     | 16.8km<br>16.8km | 94日          | 94.0回        | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | (2) 乗合タクシー「鹿川線」      | 北方町総合支所 | 下鹿川小<br>学校   | 上鹿川今村橋 | 往<br>復     | 29.5km<br>29.5km | 100日         | 100.0回       | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | (3) 乗合タクシー「二股線」      | 北方医院    | うそ越橋         | 西の子橋   | 往<br>復     | 23km<br>23km     | 101日         | 101.0回       | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | (4) 乗合タクシー「猿渡線」      | 北方町総合支所 | 亀ヶ崎          | 久保     | 往<br>復     | 24.1km<br>24.1km | 50日          | 50.0回        | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | 乗合タクシー「三ヶ村<br>線」     | 北方町総合支所 | 蔵田公民<br>館下   | 三ヶ村公民館 | 往<br>復     | 14.6km<br>14.6km | 50日          | 50.0回        | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | 乗合タクシー「大保下<br>線」     | 北方医院    | 下曾木駅<br>前    | 大保下    | 往<br>復     | 28.9km<br>28.9km | 49日          | 49.0回        | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | 乗合タクシー「下崎・笠<br>下黒原線」 | 北方医院    | 伊木原          | 下崎     | 往<br>復     | 9.9km<br>9.9km   | 49日          | 49.0回        | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | 乗合タクシー「片内・音<br>原線」   | 北方町総合支所 | 滝下公民<br>館前   | 猪之内    | 往<br>復     | 28.8km<br>28.8km | 100日         | 100.0回       | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | (株)あさひ観光バス                                                         | 乗合タクシー「上中尾<br>線」     | 北方医院    | 小中尾          | 上中尾公民館 | 往<br>復     | 19.2km<br>19.2km | 45日          | 45.0回        | 路線定期<br>①<br>②(1)                 | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の高千穂線と北方町総合支<br>所前停留所にて接続 | ③                         |
|       | ＜共同運行＞<br>宮交タクシー(株)<br>扇興タクシー(株)<br>延岡グリーンタク<br>シー(株)<br>宮崎第一交通(株) | 乗合タクシー「市尾内<br>(10)線」 | 高橋医院    | 梅木郵便<br>局・大井 | 市尾内    | 往<br>復     | 19.9km<br>19.9km | 97日          | 194.0回       | 路線定期<br>①                         | 補助対象地域間幹線系統である宮崎<br>交通(株)の宮野浦線と古江停留所<br>にて接続       | ③                         |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特別措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特別措置の適用(別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名                                                         | 運行系統名<br>(申請番号)              | 運行系統     |                           |        | 系統<br>キロ程        | 計画運<br>行日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便性増進特<br>例措置 | 運送継続特<br>例措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7及び別表9) |                               |                        |                           |
|-------|----------------------------------------------------------------|------------------------------|----------|---------------------------|--------|------------------|------------|----------------|---------------|--------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------------------|
|       |                                                                |                              | 起点       | 経由地                       | 終点     |                  |            |                |               |              | 運行路線の別<br>表7・9)               | 基準ハで<br>該当する<br>要件(別<br>表7・9) | 補助対象地域間幹線系統<br>等と接続の確保 | 基準ホで該当<br>する要件<br>(別表7のみ) |
|       |                                                                |                              |          |                           |        |                  |            |                |               |              |                               |                               |                        |                           |
| 延岡市   | <共同運行><br>宮交タクシー(株)<br>馬興タクシー(株)<br>延岡グリーンタクシー(株)<br>宮崎第一交通(株) | (11) 乗合タクシー「上三輪・<br>貝の畑～砥園線」 | 北小路コープ前  | 細見                        | 往<br>復 | 25.4km<br>25.4km | 96日        | 96.0回          |               |              | 路線定期                          | ①                             | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | レーヨン前    | 神戸町<br>荒浦                 | 往<br>復 | 16.9km<br>16.9km | 99日        | 99.0回          |               |              | 路線定期                          | ①                             | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | レーヨン前    | 恋島公民<br>館                 | 往<br>復 | 11.9km<br>11.9km | 49日        | 49.0回          |               |              | 路線定期                          | ①                             | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | 北小路コープ前  | 小川研修<br>センター              | 往<br>復 | 24.4km<br>24.4km | 48日        | 48.0回          |               |              | 路線定期                          | ①                             | ③                      |                           |
|       | 延岡市                                                            | (15) コミュニティバス「上赤<br>線」       | 道の駅北川はゆま | 上赤、下<br>赤                 | 往<br>復 | 25.6km<br>25.6km | 143日       | 357.5回         |               |              | 路線定期                          | ②(1)                          | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | 道の駅北川はゆま | 本下塚                       | 往<br>復 | 31.9km<br>31.9km | 148日       | 370.0回         |               |              | 路線定期                          | ②(1)                          | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | 道の駅北川はゆま | 本瀬口                       | 往<br>復 | 16.5km<br>16.5km | 142日       | 355.0回         |               |              | 路線定期                          | ②(1)                          | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | 道の駅北川はゆま | 山の手                       | 往<br>復 | 13.7km<br>13.7km | 142日       | 355.0回         |               |              | 路線定期                          | ②(1)                          | ③                      |                           |
|       | 宮崎交通(株)                                                        | (19) まちなか循環バス                | 延岡駅      | 西富田<br>前、総合<br>文化セン<br>ター | 循環     | 14.5km<br>.km    | 294日       | 2,352.0回       |               |              | 路線定期                          | ①                             | ③                      |                           |
|       |                                                                |                              | 延岡駅      | 西富田<br>前、総合<br>文化セン<br>ター | 循環     | 14.5km<br>.km    | 294日       | 2,352.0回       |               |              | 路線定期                          | ①                             | ③                      |                           |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和9年度

| 市区町村名 | 運送予定者名  | 運行系統名<br>(申請番号)          | 運行系統    |                     |       | 系統<br>キロ程                  | 計画運<br>行日数 | 計画<br>運行<br>回数 | 利便<br>促進<br>特例<br>措置 | 地域内フィーダー系統の基準適合<br>(別表7及び別表9) |        |                           |
|-------|---------|--------------------------|---------|---------------------|-------|----------------------------|------------|----------------|----------------------|-------------------------------|--------|---------------------------|
|       |         |                          | 起点      | 経由地                 | 終点    |                            |            |                |                      | 基準ハで<br>該当する<br>要件(別<br>表7・9) | 運行路線の別 | 基準ホで該当<br>する事件<br>(別表7のみ) |
| 延岡市   | 宮崎交通(株) | (21) 北部まちなか循環バス<br>(内回り) | イオン延岡   | 延岡駅、<br>イオン<br>多々良店 | イオン延岡 | 循環<br>15.3km<br>.km        | 243日       | 729.0回         | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       |         | (22) 北部まちなか循環バス<br>(外回り) | イオン延岡   | 延岡駅、<br>イオン<br>多々良店 | イオン延岡 | 循環<br>14.7km<br>.km        | 243日       | 972.0回         | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       | 宮崎交通(株) | (23) 南部まちなか循環バス<br>(内回り) | イオン延岡   | 南延岡、<br>鶴ヶ丘公<br>園   | イオン延岡 | 循環<br>14.3km<br>.km        | 243日       | 972.0回         | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       |         | (24) 南部まちなか循環バス<br>(外回り) | イオン延岡   | 南延岡、<br>鶴ヶ丘公<br>園   | イオン延岡 | 循環<br>14.2km<br>.km        | 243日       | 729.0回         | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       | 宮崎交通(株) | (25) 乗合タクシー「楠津・<br>土々呂線」 | 港ヶ丘     | 塩浜三丁<br>目           | 鶴ヶ丘公園 | 往<br>復<br>12km<br>12.2km   | 99日        | 99.0回          | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       |         | (26) 乗合タクシー「小野・石<br>田線」  | 小野神社    | 塩浜三丁<br>目           | 鶴ヶ丘公園 | 往<br>復<br>13.9km<br>13.5km | 94日        | 94.0回          | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       | 宮崎交通(株) | (27) 乗合タクシー「赤水・鯛<br>名線」  | 外浦浜     | 塩浜三丁<br>目           | 鶴ヶ丘公園 | 往<br>復<br>11.4km<br>12km   | 94日        | 94.0回          | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       |         | (28) 乗合タクシー「伊形線」         | 大久保鎌工所前 | 塩浜三丁<br>目           | 鶴ヶ丘公園 | 往<br>復<br>8.3km<br>8.3km   | 94日        | 94.0回          | ○                    | 路線定期                          | ①      | ③                         |
|       |         |                          |         |                     |       |                            |            |                |                      |                               |        |                           |
|       |         |                          |         |                     |       |                            |            |                |                      |                               |        |                           |

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

|       |     |
|-------|-----|
| 市区町村名 | 延岡市 |
|-------|-----|

(単位:人)

|          | 人 口    |
|----------|--------|
| 人口集中地区以外 | 39,556 |
| 交通不便地域等  | 10,312 |

## 交通不便地域等の内訳

| 人 口   | 対象地区 | 根拠法   |
|-------|------|-------|
| 3,338 | 旧北方町 | 過疎法   |
| 3,207 | 旧北川町 | 過疎法   |
| 3,057 | 旧北浦町 | 過疎法   |
| 710   | 島浦町  | 離島振興法 |

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

| 計画名               | 策定年月日                       | 特例適用開始年度 |
|-------------------|-----------------------------|----------|
| 延岡市地域公共交通計画       | 令和6年3月27日                   | -        |
| 延岡市地域公共交通利便増進実施計画 | 令和7年3月5日<br>(認定日:令和7年3月10日) | 令和7年度    |

## (1)記載要領

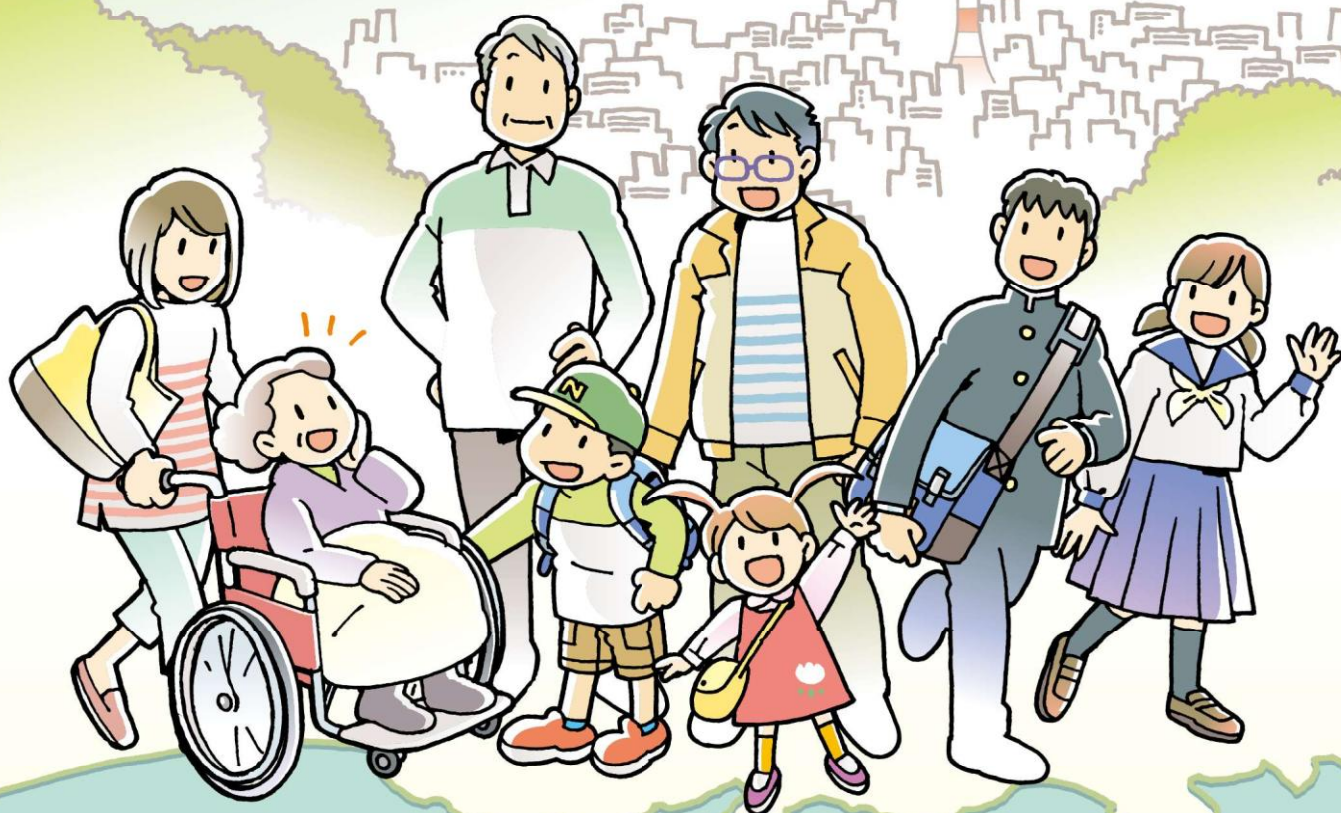
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

## (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

# 延岡市 地域公共交通計画

～ 持続可能な地域公共交通の再構築に向けて ～



令和6年(2024年)3月策定  
令和7年(2025年)2月改訂  
令和7年(2025年)12月改訂

令和6年度(2024年度) ▶▶▶ 令和11年度(2029年度)

宮崎県 延岡市  
延岡市地域公共交通活性化協議会

## 〈地域公共交通確保維持事業を活用する対象路線の概要〉

- 本計画における計画区域内の一部路線バス及び乗合タクシー・コミュニティバスにおいては、通学や通勤、買い物、通院、観光等の多様な目的での移動を支える幹線・支線交通があり、将来にわたり維持を図るため、運行費の国庫補助(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)を活用します。

下表※1の路線はR7.4～国庫補助の活用を予定

下表※2の路線はR8.1～廃線を予定

表 地域公共交通確保維持事業を活用する路線の概要 (R7.2時点)

| 位置付け            | 交通モード          | 路線名          | 事業区分 | 運行主体                 | 運行形態   | 補助対象事業     |
|-----------------|----------------|--------------|------|----------------------|--------|------------|
| 地域間幹線           | 路線バス           | 高千穂線         | 4条乗合 | 交通事業者                | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)  |
|                 |                | 日向線          | 4条乗合 | 交通事業者                | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)  |
|                 |                | 宮野浦線         | 4条乗合 | 交通事業者                | 路線定期運行 | 幹線補助(国・県)  |
|                 |                | まちなか循環バス     | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 北部まちなか循環バス※1 | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 南部まちなか循環バス※1 | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
| 支線交通<br>(フィーダー) | 乗合タクシー<br>北方線  | 美々地線         | 4条乗合 | 延岡市<br>(運行は交通事業者に委託) | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 鹿川線          | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 二股線          | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 猿渡線          | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 三ヶ村線         | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 大保下線         | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 下崎・笠下黒原線     | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 片内・菅原線       | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 上中尾線         | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 下塚線※2        | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | －          |
|                 | 乗合タクシー<br>北浦線  | 市尾内線         | 4条乗合 | 延岡市                  | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 三川内線※2       | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | －          |
|                 |                | 上三輪・貝の畑～祇園線  | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 | 乗合タクシー<br>旧延岡線 | 安井・神戸～レーヨン線  | 4条乗合 | 延岡市                  | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 須佐～大武線       | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 小川・平田～祇園線    | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 上赤線          | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 | コミュニティバス北川線    | 下塚線          | 4条乗合 | 延岡市                  | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 瀬口線          | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 家田線          | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 小野・石田線※1     | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 | 南部乗合タクシー       | 赤水・鯛名線※1     | 4条乗合 | 延岡市<br>(運行は交通事業者に委託) | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 柳津・土々呂線※1    | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 伊形線※1        | 4条乗合 |                      | 路線定期運行 | フィーダー補助(国) |
|                 |                | 祝子川乗合タクシー    | 4条乗合 |                      | 区域運行   | －          |
| 支線交通<br>(自主路線)  | 予約型乗合<br>タクシー  | チョイソコのおおか    | 4条乗合 |                      | 区域運行   | －          |

## 〈地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性〉

延岡市のコミュニティバス及び乗合タクシーは、旧延岡市域の郊外部を中心に運行し、これらを利用した市民が地域間幹線系統等を乗り継いで市の中心部へ移動することが可能となっていることなどから、支線(フィーダー路線)としての役割を果たしている。加えて、市街地においては循環型の定期バス「まちなか循環バス」を運行しており、市街地に集中する医療機関や商業施設等への移動の利便性を高めている。

これらの取組は、市内の公共交通空白地域等において自動車を運転できない高齢者等の交通弱者の移動手段として役割を果たしており、市民生活に必要な交通機関として機能している。

このことから、地域公共交通確保維持事業(フィーダー補助)により、これらの地域内フィーダー系統を確保・維持することで、地域住民の移動手段を存続させていくことが必要である。

## 第5章 計画の目標及び目標達成に向けた実施事業

### 1. 計画の目標及び目標指標（KPI）

- 本計画の取組を推進するうえで達成すべき目標を以下のように定めるとともに、目標の達成状況を評価するための目標指標を以下のとおり設定し、達成に向けた事業を展開していきます。

#### 目標1 市民の暮らしを支える市内交通ネットワークの最適化

- 市民の多様なニーズに対応し、限られた輸送資源の中で持続的なサービスとするため、需給バランス・生活行動等に合わせた運行改善・効率化、交通事業者との連携強化、地域ごとの細かな意向把握など、市民の暮らしを支える市内交通ネットワークの最適化を目指します。

#### 目標1の達成状況を評価するための目標指標（KPI）

##### 目標値1-1 市内幹線バスにおける利用者数の回復

- 学生の通学や会社員の通勤、高齢者の買い物・通院等の多様な生活行動・市民ニーズに合わせたサービスの提供・充実に取り組み、市内バス利用者数の回復を目指します。

| 目標指標                            | 単位  | 現状値（R5） |   | 目標値（R11）    |
|---------------------------------|-----|---------|---|-------------|
| 市内幹線バス路線の利用者数<br>（地域間幹線系統を除く路線） | 人/年 | 328,496 | ➡ | 388,528以上※1 |

※1:コロナ禍前(R1年度)実績の90%水準までの回復を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定、上位計画(R3年度)で設定している目標値(コロナ禍前の実績)を目指しつつ、本計画ではコロナ禍の影響を踏まえて設定

##### 目標値1-2 中山間地域・市街地部における支線交通の利用者数の回復

- 利用実態・需要に応じた運行の改善・効率化による利便性・持続性の向上及び、交通弱者(自らの移動手段を持たない高齢者等)への対応等に取り組み、利用者数の回復を目指します。

| 目標指標        | 単位  | 現状値（R5） |   | 目標値（R11）   |
|-------------|-----|---------|---|------------|
| 支線交通※1の利用者数 | 人/年 | 56,702  | ➡ | 77,160以上※2 |

※1:フィーダー補助系統を対象とする(乗合タクシー北方線、北浦線、旧延岡線、北川線、まちなか循環バス、北部・南部まちなか循環バス(R7.4～本格運行開始)、南部乗合タクシー櫛津・土々呂線、小野・石田線、赤水・鯛名線、伊形線)、フィーダー補助系統の実施主体は延岡市(運行はバス・タクシー事業者に委託)

※2:コロナ禍前(R1年度)実績の100%水準までの回復を目指しつつ、人口減少割合を加味して目標を設定

##### 目標値1-3 市民1人当たりの移動支援額（公的資金）の適正な支出

- 自家用車を運転できない高齢者や子どもをはじめとして、市民が安心して生活できる移動環境を将来に維持していくために公的資金の適正な支出を目指します。

| 目標指標          | 単位  | 現状値（R5） |   | 目標値（R11）  |
|---------------|-----|---------|---|-----------|
| 市民1人当たりの移動支援額 | 円/人 | 3,465   | ➡ | 3,174以下※1 |

※1:市民1人当たりの公共交通への公的資金投入額＝公共交通への公的資金投入額÷人口総数

## ■ 目標 1 に関する指標の考え方・算定方法・評価時期について

## 目標値 1-1 市内幹線バスにおける利用者数の回復

## ① 目標値の考え方

- 路線バスにおいては、生活行動に応じたサービスの見直しによる利便性向上や利用実態に応じた効率化を図り、市内ネットワークの最適化を目指しつつ、関係者と連携した利用促進の周知・PRにより利用の回復を図ります。現状値(R5)は、コロナ禍前の71.5%水準であるため、目標値(R11)はコロナ禍前の90%水準までの回復かつ人口減少を加味したうえで設定します。

## ② 目標値の算定方法

- 評価年次の乗車人員を確認

## ③ 目標値の評価時期

- 毎年度評価

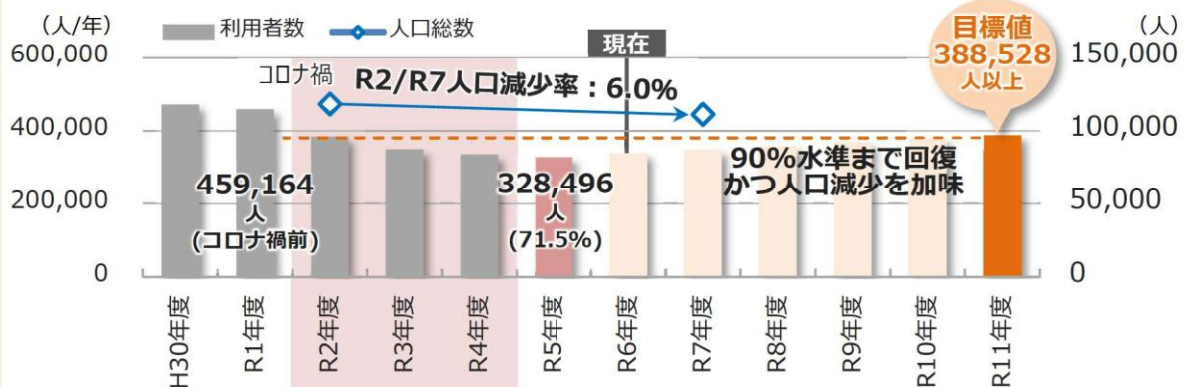


図 市内路線バスの利用者数と人口推移

## 目標値 1-2 中山間地域・市街地部における支線交通の利用者数の回復

## ① 目標値の考え方

- 乗合タクシー・コミュニティバスにおいては、今後高齢化の進行による免許返納者や交通弱者の重要な移動手段となるため、サービスの持続・利用実態に応じた運行の効率化(最適化)を目指します。まちなか循環バスにおいては、市民ニーズに応じた利便向上策をバス事業者と協議し、利用者の回復を目指します。現状値(R5)は、コロナ禍前の96.0%水準まで回復しており、目標値(R11)はコロナ禍前の100%水準までの回復かつ人口減少を加味したうえで設定します。

## ② 目標値の算定方法

- 評価年次の運行実績を確認

## ③ 目標値の評価時期

- 毎年度評価

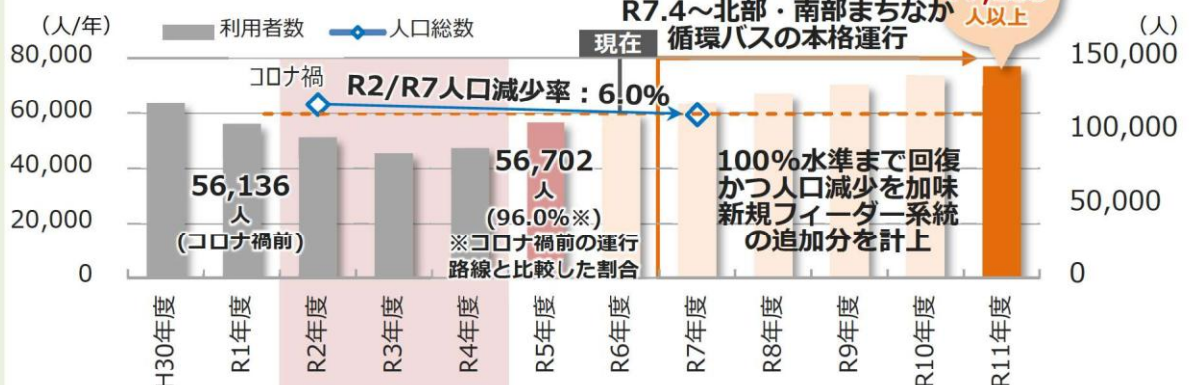


図 支線交通(フィーダー系統)の利用者数と人口推移

## ■目標1に関する指標の考え方・算定方法・評価時期について

### 目標値1-3 市民1人当たりの移動支援額（公的資金）の適正な支出

#### ①目標値の考え方

- 公共交通サービス及びその他移動支援の維持・確保を図っていくためには、今後も一定程度の公的資金の投入は必要不可欠です。市民の移動支援に係る公的資金を適正な支出とすることを目標として設定します。

#### ②目標値の算定方法

- 評価年次の移動支援額・人口を確認

#### ③目標値の評価時期

- 毎年度評価

#### 〈市民の移動を支援するために充てられる公的資金の内容〉

- 離島航路・路線バス・乗合タクシー等の運行補助、スクールバスの運行補助・通学送迎、高齢者福祉バスの貸切料・利用料助成、高齢者バス利用助成（悠々バス交付）、障がい者福祉バス運行費など

## 目標2 地域全体で育て・支え合う持続可能な交通環境の創出

- 市民主体となった取組をはじめ、商業・医療・観光等の沿線施設、他分野の関係団体・部署、各交通事業者、行政などの多様な関係者と連携して市民の暮らしを支える公共交通サービスの確保・維持に向けた取組（利用促進・情報提供等）を進め、持続可能な交通環境を目指します。

### 目標2の達成状況を評価するための目標指標（KPI）

#### 目標値2-1 多様な関係者が連携・協働（共創）した取組の増加

- 施設関係者と連携した外出促進企画や交通事業者と行政との連携強化、福祉やDX等の他分野との共創した取組等を推進し、地域全体で公共交通を支え合う体制の構築を目指します。

| 目標指標                    | 単位 | 現状値（R5） |   | 目標値（R11） |
|-------------------------|----|---------|---|----------|
| 多様な関係者が連携・協働（共創）した取組の件数 | 件  | 5       | ➡ | 12以上※1   |

※1：関係者と連携した公共交通の維持・活性化に向けた利用促進として、年に2回の実施を目標として設定

#### 目標値2-2 地域交通をわがごととして考える機会の創出

- 地域交通をわがごととして考えてもらうため、地域ニーズの把握に加えて、バス事業者と住民が直接意見を交換できる機会を提供し、住民意識の醸成を目指します。

| 目標指標                   | 単位 | 現状値（R5） |   | 目標値（R11） |
|------------------------|----|---------|---|----------|
| 地域座談会・住民説明会等の開催件数      | 地域 | 0       | ➡ | 12以上※1   |
| バス事業者と住民・学生の意見交換会の開催件数 | 回  | 0       | ➡ | 6以上※2    |

※1：1年間で2地域程度の地域座談会の開催を目標として設定（路線再編等の事前説明等も含める）

※2：1年間に1回程度の開催を目標として設定（バス事業者：宮崎交通株式会社）

## 事業5 多様な関係者との連携を通じたモビリティマネジメント

|        |                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の課題  | <p>○適度に公共交通を使う暮らしの習慣化</p> <p>○主要なターゲット層に合わせた提供サービスの充実・利用促進</p> <p>○公共交通サービスの存続に向けた関係者連携・協働(共創)の促進</p>                                           |
| 取組の方向性 | <p>○日常生活の中で公共交通を見る・知る機会を増やし、公共交通に興味・関心を持ってもらうために、公共交通を利用した外出促進の企画や乗り方教室、各種ツールを活用した公共交通の情報発信・PR、主要施設と協力したマップ・時刻表の提供など、利用するためのきっかけづくりに取り組みます。</p> |

### 《取組①》他分野等との連携強化による利用促進

- 介護予防事業と連携し、ケアプリのべおかの参加者に対して、公共交通に関する情報発信・PRの強化に取り組み、地域住民の口コミ等を通じて利用促進に取り組みます。
- 福祉分野では、高齢者の外出促進や健康づくりに関わる取組と連携し、バス利用券の交付時にバス路線図を配布して周知するなど利用促進及び幅広い情報発信に取り組みます。
- 観光・商業分野については、観光需要の回復に合わせてバス旅などの公共交通を使って観光できるおすすめパックの作成、関連施設や公共交通の特典付き市内散策パックなど、バス等を使った利用促進を検討します。更にイベント等に合わせたまちなか循環バス等の臨時運行についても継続して実施します。また、地域通貨ののべおかCOINと連携したバスの利用促進についても検討します。
- 脱炭素分野と連携し、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換等を促し、脱マイカー社会推進に向けて取り組みます。



図 日帰りバスパックの利用促進事例

出典：岩手県八戸市



図 イベント時の臨時運行

出典：まつりのべおか推進協議会

### 《取組②》公共交通利用の“きっかけづくり”

- 公共交通の主要なターゲット層となる学生・高齢者に焦点をあてた利用促進を実施します。
- 学生においては、子どもを対象とした乗り方教室や高校生・大学生を主体としたワークショップの実施など、学校関係者と連携し、将来の公共交通の在り方を考える機会を創出し、まずは公共交通を利用してもらうためのきっかけづくりに取り組みます。
- 会社員(通勤者)においては、適度に公共交通を利用してもらうための意識啓発やエコ通勤の促進に取り組んでいきます。
- 高齢者においては、健康づくりを対象とした乗り方教室や公共交通を利用したお出かけ企画などの利用促進や地区ごとの路線情報が分かるバスマップ等の作成による情報提供を行い、自家用車に依存しないライフスタイルの構築を目指します。

## 事業6 地域の総力を挙げた取組の推進・支援

|        |                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の課題  | ○交通事業者の運転士不足・高齢化、2024年問題への対策<br>○市民主体による地域移動手段の確保・維持                                                  |
| 取組の方向性 | ○地域交通をわがごととして考え、地域の移動手段確保に向けて、地域の声を把握するための座談会を開催し、地域の悩みごとや交通不便状況を聞きながら、延岡市地域交通支援補助金の継続的な支援・周知に取り組みます。 |

## 《取組①》定期的な地域座談会・バス事業者と住民の意見交換会の開催

- 令和5年度の地域座談会では、地域住民から“定期的に話し合いの場を設けて欲しい”や“バス利用者の意見を聞きたい”などの意見が挙げられており、今後も継続して地域住民同士の話し合いの場を提供します。また、バス事業者と利用者となる住民・学生との意見交換の機会を創出し、それぞれが抱える課題を共有しながら、より良い地域交通の確保に取り組みます。

## 《取組②》地域の総力を挙げた取組の支援・周知

- 人口減少・高齢化社会の進行、交通事業者の運転士不足等の背景もあり、住民主導型の地域交通が地域の移動手段を確保する方策の一つとして、一層重要視されており、地域住民で自主的に地域交通づくりに取り組む団体への継続的な支援と補助制度の周知に取り組みます。
- 一般ドライバーが有償で顧客を送迎する「ライドシェア」が2024年4月に条件付きで利用できるようになり、運転士不足等の課題解消に向けて、国の動向を注視しながら慎重に検討していきます。

## ライドシェアに関する国の動き

○国土交通省では、地域交通における「運転士」「移動の足」不足への対応として、自家用有償旅客運送制度の改革に取り組んでいる。

表 自家用有償旅客運送制度の改革内容

| 改革内容                                                            | 実施時期     |
|-----------------------------------------------------------------|----------|
| ◇「交通空白地」の目安を数値で提示するとともに、夜間など「時間帯による空白」の概念も取り込む年間利用者数÷沿線人口       | 令和5年内    |
| ◇実施主体からの受託により株式会社が参画できることを明確化                                   |          |
| ◇観光地において宿泊施設が共同で車両を活用することを促進                                    |          |
| ◇「対価」の目安をタクシー運賃の「約8割」とする                                        | 令和5年度内   |
| ◇一定のダイナミックプライシングを導入する                                           |          |
| ◇自家用有償の運賃を弾力化することにより、タクシーとの共同運営の仕組みを構築する                        | 令和6年6月まで |
| ◇「交通空白地」の判断をはじめ、自家用有償の導入や運賃などについて、一定期間内に結論が出ない場合には首長が判断できるよう見直し |          |
| ◇運行区域を柔軟に設定することを促すよう見直し                                         |          |

今後の動き

出典：国土交通省資料(R5.12)

## 〈各事業の実施主体・スケジュール〉

| 取組内容                         | 実施主体        | 実施スケジュール        |      |      |      |       |       |
|------------------------------|-------------|-----------------|------|------|------|-------|-------|
|                              |             | R6年度            | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| ①定期的な地域座談会・バス事業者と住民の意見交換会の開催 | 延岡市<br>地域住民 | 各年で定期的・必要に応じて開催 |      |      |      |       |       |
| ②地域の総力を挙げた取組の支援・周知           | 延岡市<br>地域住民 | 継続的に支援・周知       |      |      |      |       |       |

## 〈各事業の実施主体・スケジュール〉

| 取組内容                | 実施主体                          | スケジュール   |                    |          |          |           |           |
|---------------------|-------------------------------|----------|--------------------|----------|----------|-----------|-----------|
|                     |                               | R6<br>年度 | R7<br>年度           | R8<br>年度 | R9<br>年度 | R10<br>年度 | R11<br>年度 |
| ①路線の生産性向上に向けた取組の推進  | 延岡市<br>交通事業者<br>その他関係者        |          | 必要に応じて協議・検討、連携     |          |          |           |           |
| ②エリアスポンサーの検討        | 延岡市<br>システム事業者                |          | エリアスポンサーの検討・獲得     |          |          |           |           |
| ③脱炭素・DX×交通の共創モデルの推進 | 延岡市<br>交通事業者<br>東京大学<br>市関連部署 |          | 関係者との協議・検討を行い、順次実施 |          |          |           |           |

## 事業8 交通事業者のリソース（運転士・車両等）の確保に向けた対策・支援

|        |                                                                                                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の課題  | ○人口減少・長寿社会の急速な進行への対応<br>○交通事業者の運転士不足・高齢化、2024年問題への対策                                                         |
| 取組の方向性 | ○サービス低下の要因となる交通事業者の運転士不足・車両の老朽化対策として、運転士募集の周知や仕事内容のPRに関する情報発信や車両購入に係る費用の補助の検討に取り組み、公共交通サービスを支えるリソースの確保を図ります。 |

## 〈取組①〉運転士の確保・車両購入に係る支援策

- 事業者と連携した運転士確保の取組として、就職フェアや運転体験会等の支援や事業者が実施する運転士確保の取組に対する情報提供を行います。また、他自治体で運転士確保策として取り組んでいる運転士の移住支援等の先駆的事例収集を行い、二種免許費用の助成などの運転士の確保策を検討します。
- 運転士の確保策として、市役所OBや行政職員のドライバー兼務についても検討しつつ、他業種から運転士への転向を促すための取組・支援策等も併せて検討し、実施に取り組めます。
- 乗合タクシーで使用しているジャンボタクシー車両の老朽化が進行しており、車両の更新を交通事業者単独で負担するのは難しいため、車両購入に係る費用の支援を検討します。

## ■運転士確保に関する取組例

- ①情報周知 ・交通事業者募集の情報を商業施設や公共交通車両内、WEB等を用いて掲示
- ②免許取得補助 ・交通事業者の入口拡大を図り、交通事業者に正規雇用された人を対象に自動車二種免許の取得補助を事業者と共に検討



図 運転士募集の事例

出典：佐賀県バス・タクシー協会

## 〈各事業の実施主体・スケジュール〉

| 取組内容               | 実施主体         | 実施スケジュール |          |          |          |           |           |
|--------------------|--------------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
|                    |              | R6<br>年度 | R7<br>年度 | R8<br>年度 | R9<br>年度 | R10<br>年度 | R11<br>年度 |
| ①運転士の確保・車両購入に係る支援策 | 延岡市<br>交通事業者 | 協議・検討    |          |          | 対応策の実施   |           |           |

### 3. 事業進捗の評価

- 事業内容については、計画に基づく事業の実施状況、目標指標の達成状況を定期的に確認・評価・検証を行い、改善や見直しを図る「PDCA サイクル」に基づき進捗を管理します。また、国の制度の変更や社会情勢の変化、地域特性及び利用の現状等を勘案しつつ、公共交通利用者数の変化を継続的に収集・分析し、「延岡市地域公共交通活性化協議会」にて進捗状況や効果を定量的・客観的に評価を行い、必要に応じて見直しを行っていくものとします。
- 多様化する利用者ニーズに対応していくため、実施事業の個別評価を適宜行い、見直しを繰り返しながら取組の精度を高めていきます。



図 PDCAサイクルのイメージ

表 達成状況の評価方法等の一覧

| 目標指標 |                                  | 単位  | 現状値（2023） | 目標値（2029） | データの収集・評価方法                       |
|------|----------------------------------|-----|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 目標1  | 市内幹線バス路線の利用者数                    | 人/年 | 328,496   | 388,528以上 | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉乗車人員を確認          |
|      | 中山間地域・市街地における支線交通の利用者数           | 人/年 | 56,702    | 77,160以上  | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉運行実績を確認          |
|      | 市民1人当たりの移動支援額の適正な支出              | 円/人 | 3,465     | 3,174以下   | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉移動支援額・人口総数を確認    |
| 目標2  | 多様な関係者が連携・協働(共創)した取組             | 件   | 5         | 12以上      | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉取組数を確認           |
|      | 地域座談会・住民説明会等の開催                  | 地域  | 0         | 12以上      | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉開催回数を確認          |
|      | バス事業者と住民の意見交換会の開催                | 回   | 0         | 6以上       |                                   |
|      | 地域公共交通の市民1人当たりの年間利用回数            | 回/人 | 4.84      | 5.00以上    | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉公共交通の利用者数・総人口を確認 |
| 目標3  | 延岡駅における路線バスの乗り継ぎしやすい接続本数         | 本/日 | 137       | 現状維持      | 〈時期〉計画最終年度評価<br>〈方法〉運行ダイヤを確認      |
|      | 市民が安全で利用しやすい情報が分かりやすい乗り場・利用環境の整備 | 箇所  | 10        | 20以上      | 〈時期〉計画最終年度評価<br>〈方法〉整備箇所数を確認      |
| 目標4  | 延岡駅・南延岡駅の乗車人数                    | 人/日 | 1,878     | 2,010以上   | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉運行実績を確認          |
|      | 離島航路の年間利用者数                      | 人/年 | 87,847    | 87,847以上  |                                   |
|      | 地域間幹線系統の年間利用者数                   | 人/年 | 174,460   | 243,012以上 | 〈時期〉毎年度評価<br>〈方法〉運行実績・開催日を確認      |
|      | 「バスの日」「宮野浦線の日」の実施日               | 日   | 1         | 6以上       |                                   |

## 協議事項5 延岡市福祉有償運送分科会運営指針の変更について

令和8年度より「延岡市福祉有償運送分科会」を「延岡市地域公共交通活性化協議会」（以下「協議会」）の分科会として位置付けるため、協議会承認のうえ、必要な運営指針の変更を行います。

### 1 延岡市福祉有償運送分科会とは

■市、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の2による登録申請、第79条の6による更新申請及び第79条の7による変更登録（以下これらを総称して「79条登録」という。）に必要な協議を行うため、「延岡市地域公共交通会議」の分科会として設置しているものです。

### 2. 変更の概要

- 令和8年4月1日より、協議会が「地域公共交通会議」としての協議が行えるよう規約の改正を行うとともに、「延岡市地域公共交通会議」を廃止しました。
- これに伴い、「延岡市福祉有償運送分科会」についても協議会の分科会として位置付けるため、運営指針を変更します。
- 併せて、延岡市の組織再編に伴い分科会事務局を「企画部地域・離島・交通政策課」から「総合政策部地域政策課」に変更します。

詳細は次ページ「新旧対照表」等の資料  
をご覧ください。

新旧対照表

○延岡市福祉有償運送分科会運営指針

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 趣旨<br/>この指針は、市、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の2による登録申請、第79条の6による更新申請及び第79条の7による変更登録（以下これらを総称して「79条登録」という。）に必要とされる<u>延岡市地域公共交通活性化協議会</u>福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）における協議事項に関する必要な事項を定めることとする。</p> <p>2 運送主体 （変更なしのため省略）</p> <p>3 分科会の開催<br/>(1) 分科会に所属する委員<br/><u>延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）</u>会長が指名する委員については、下記の者から選任する。<br/><br/>（以下変更なしのため省略）</p> <p>12 <u>協議会</u>に対する協議結果の報告<br/>分科会会長は、79条登録の申請に先立つ協議の結果について、<u>協議会</u>に報告するものとする。</p> <p>13 分科会に対する登録後の報告 （変更なしのため省略）</p> <p>14 分科会事務局<br/>分科会事務局は、延岡市<u>総合政策部地域政策課</u>が担うものとする。ただし、旅客の範囲に関する要件該当性の審査及び審査結果説明に関する事務は、旅客の範囲の区分に応じ、健康福祉部障がい福祉課又は介護保険課が担うものとする。</p> | <p>1 趣旨<br/>この指針は、市、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の2による登録申請、第79条の6による更新申請及び第79条の7による変更登録（以下これらを総称して「79条登録」という。）に必要とされる<u>延岡市地域公共交通活性化協議会</u>福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）における協議事項に関する必要な事項を定めることとする。</p> <p>2 運送主体 （変更なしのため省略）</p> <p>3 分科会の開催<br/>(1) 分科会に所属する委員<br/>延岡市<u>地域公共交通会議</u>会長が指名する委員については、下記の者から選任する。<br/><br/>（以下変更なしのため省略）</p> <p>12 交通会議に対する協議結果の報告<br/>分科会会長は、79条登録の申請に先立つ協議の結果について、<u>交通会議</u>に報告するものとする。</p> <p>13 分科会に対する登録後の報告 （変更なしのため省略）</p> <p>14 分科会事務局<br/>分科会事務局は、延岡市<u>企画部地域・離島・交通政策課</u>が担うものとする。ただし、旅客の範囲に関する要件該当性の審査及び審査結果説明に関する事務は、旅客の範囲の区分に応じ、健康福祉部障がい福祉課又は介護保険課が担うものとする。</p> |

|                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>15 その他<br/>分科会長は、協議会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、<u>協議会</u>に諮り変更を行うことができる。</p> <p>附 則<br/>この指針は、令和6年8月26日から施行する。</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この指針は、令和8年6月1日から施行する。</u></p> | <p>15 その他<br/>分科会長は、分科会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、<u>延岡市地域公共交通会議</u>に諮り変更を行うことができる。</p> <p>附 則<br/>この指針は、令和6年8月26日から施行する。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 延岡市福祉有償運送分科会運営指針

### 1 趣旨

この指針は、市、特定非営利活動法人その他営利を目的としない法人（以下「NPO等」という。）によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の2による登録申請、第79条の6による更新申請及び第79条の7による変更登録（以下これらを総称して「79条登録」という。）に必要とされる延岡市地域公共交通活性化協議会福祉有償運送分科会（以下「分科会」という。）における協議事項に関して必要な事項を定めることとする。

### 2 運送主体

福祉有償運送を実施しようとする団体（以下「運送主体」という。）は、市、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第48条各号に定めるいずれかの者であり、福祉有償運送を行うことが、法人の目的の範囲外の行為に当たるものでないことを要するものとする。

### 3 分科会の開催

#### (1) 分科会に所属する委員

延岡市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）会長が指名する委員については、下記の者から選任する。

- ① 延岡市健康福祉部長
- ② 宮崎交通株式会社代表取締役社長が指名する者
- ③ 一般社団法人宮崎県タクシー協会延岡支部長
- ④ 株式会社あさひ観光バス代表取締役
- ⑤ 一般社団法人宮崎県バス協会専務理事
- ⑥ 一般社団法人宮崎県タクシー協会会長が指名する者
- ⑦ 延岡市しょうがい者大輪の会理事長
- ⑧ 九州医療科学大学学生部長
- ⑨ 国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長が指名する者
- ⑩ 宮崎交通株式会社労働組合延岡支部長
- ⑪ 国立大学法人大分大学経済学部門教授
- ⑫ 延岡市介護支援専門員連絡会
- ⑬ その他分科会が必要と認める者

#### (2) 運営

- ① 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- ② 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- ③ 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故がある場合にはその職務を代理する。

- ④ 分科会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
  - ⑤ 分科会は原則として公開とする。
  - ⑥ 分科会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- (3) 書面会議
- ① 分科会長は、緊急を要する場合、感染症の拡大により対面による会議の開催が困難な場合又は軽微な事項で会議を招集する必要がないと認めるものについては、書面により報告し、又は可否を求めることにより、会議の開催又は議決に代えることができる。
  - ② 書面会議の議決の方法は、書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは分科会長の決するところによる。
  - ③ 分科会長は、議決結果について、委員に書面で報告するものとする。
- (4) 登録申請に係る分科会に送付する資料
- 分科会長は、分科会の開催に先立って、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（令和2年11月27日付け国自旅第317号。以下「国通知」という。）を踏まえ、次に掲げる資料を委員に送付するものとする。
- ただし、氏名など個人を特定できる情報（すでに公開されている情報を除く。）が含まれている場合は、認識できないよう加工した上で送付する。
- ① 法第79条の2の規定に基づく福祉有償運送に係る登録申請書案
  - ② NPO等の定款及び登記事項証明書並びに役員名簿（認可地縁団体の場合は、規約及び地方自治法第260条の2第12項の証明書並びに役員名簿、規則第48条第10号に規定する者の場合は、組織の基本事項を定める書類及び代表者を定める書類）
  - ③ 欠格事由に該当しない旨を証する書類
  - ④ 自動車についての使用権原を証する次に掲げる書類
    - イ 車両一覧
    - ロ 自動車の使用者が申請者と同じ場合は、自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書
    - ハ 自動車の自動車検査証の使用者が申請者とならない場合にあっては、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであること。
  - ⑤ 自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する次に掲げる書類
    - イ 運転者一覧
    - ロ イの運転者の運転者就任承諾書及び運転免許証の写し
    - ハ 運転者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）に規定する第二種運転免許を保有していない場合は、国土交通大臣が認定する講習を修了していることを証する書類
  - ⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員

が必要な要件を備えていることを証する次に掲げるいずれかの書類

イ 介護福祉士の登録証の写し

ロ 規則第 51 条の 16 第 3 項第 2 号の講習を修了していることを証する書類の写し

ハ 規則第 51 条の 16 第 3 項第 3 号の要件を備えていることを証する書類の写し

⑦ 運行管理責任者の就任承諾書及び運行管理体制を記載した書類

⑧ 整備管理責任者及び整備管理体制を記載した書類

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

⑫ 利用料金一覧が確認できる書類（複数乗車を行う場合は、複数乗車の運送対価も記載）

⑬ 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあっては、自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

⑭ その他分科会において必要と認められる書類

(5) 本市における福祉有償運送の必要性に関する説明

分科会委員は、本市の交通状況や輸送対象となる移動制約者の数、タクシー輸送の現状、ボランティア輸送の現状に関して、必要に応じて説明を行うものとする。

(6) 更新申請に係る分科会に送付する資料

更新申請を行う場合において分科会に送付する資料としては、更新登録申請書（国様式）案に加え、(1)②から⑭までの書類を提出するものとする。ただし、更新の前後において内容に変更がない場合は、国通知に定める書類の提出を省略できるものとする。

ただし、氏名など個人を特定できる情報（すでに公開されている情報を除く。）が含まれている場合は、認識できないよう加工した上で送付する。

(7) 変更登録に係る分科会に送付する資料

変更申請を行う場合において分科会に送付する資料としては、変更申請書（国様式）案に加え、国通知に定める書類とする。

ただし、氏名など個人を特定できる情報（すでに公開されている情報を除く。）が含まれている場合は、認識できないよう加工した上で送付する。

(8) 協議における留意事項

分科会では、本項(1)から(4)までの内容を基に、次に掲げる点に留意しながら協議する。

① 旅客の範囲に掲げる者に対する福祉有償運送の必要性

② 旅客から収受する対価の妥当性

③ 車両及び車両使用権原の妥当性

④ 運転者の要件該当性

⑤ 損害賠償の措置

⑥ 管理運営体制の適合性

## 4 運送の対象

### (1) 福祉有償運送の対象者

福祉有償運送の対象者は、規則第 49 条第 2 号の規定に基づき、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難である者のうち、会員として登録された者及びその付添人（付添人については、登録会員と同乗する場合に限る。）とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者
- ② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する精神障害者
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
- ④ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
- ⑤ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
- ⑥ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ⑦ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

### (2) 対象者の確認方法

(1)に掲げる対象者の確認方法については、次に掲げるとおりとする。

- ① ①に該当する者  
身体障害者手帳を所持する者であること。
- ② ④に該当する者  
介護保険被保険者証を所持する者であること。
- ③ ②、③、⑤、⑥又は⑦に該当する者  
分科会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であること。

## 5 運送の形態等

福祉有償運送の発地又は着地のいずれかが延岡市内にあることを要するものとする。

運送主体においては、会員の氏名、住所、年齢及び移動制約者であることの事実その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

## 6 使用車両の要件

### (1) 車両

次の設備を有する車両（乗車定員 11 人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）を使用するものとする。

- ① 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
- ② 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車
- ③ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ④ 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
- ⑤ セダン等（付添人の同乗が必要な者で、かつ分科会が認める者の利用に限る。）：貨物運送の用に供する自動車を除く。

## (2) 使用権原

使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを要するものとする。

この場合において、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次に掲げる事項に適合することを要するものとする。

- ア 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- イ 当該契約において、福祉有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ウ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

## 7 運転者の要件

運転者は、道交法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法第一種免許かつ現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って2年以内に停止された者を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければならない。

### (1) 運転者の要件

- ① 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること。
- ② 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

### (2) セダン等の車両を運転する場合の要件

上記の要件のほか、次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させるか、又は同様の要件を備える者を乗務させなければならない。

- ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士の登録を受けていること。
- イ 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること。
- ウ イに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

また、運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。

## 8 損害賠償措置の要件

福祉有償運送に使用する車両すべてについて、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又はその計画があることとする。

## 9 福祉有償運送の対価の要件

福祉有償運送の対価（以下「利用料金」という。）については、営利に至らない範囲において設定するものとし、延岡市における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃額の約 8 割の範囲内とする。ただし、分科会において調った協議結果に基づき、約 8 割を超える運送の対価を設定することも可能とする。

## 10 管理運営体制

運送主体においては、運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されている等、次に掲げる事項に適合することを要するものとする。

- (1) 運送主体において、運行管理に係る責任者が選任されており、組織体制が整っていること、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。
- (2) 運送主体において、使用する自動車の整備管理が適切に行われていること。
- (3) 運送主体において、事故防止、安全確保について必要な研修等を行う計画があること。
- (4) 運送主体において、事故発生時において緊急の連絡体制が整備されており、対応に係る責任者が明確であること。
- (5) 運送主体において、利用者からの苦情に対し適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者が明確であること。
- (6) 運送主体において、事故等が発生した時にはただちに分科会に報告すること。

## 11 法令遵守

79 条登録を受けようとする者が、法第 79 条の 4 各号のいずれにも該当しないことを要する。

## 12 協議会に対する協議結果の報告

分科会長は、79 条登録の申請に先立つ協議の結果について、協議会に報告するものとする。

## 13 分科会に対する登録後の報告

運送主体は、法第 79 の 3 に基づく登録を受けた後、年 1 回、次に掲げる事項について、分科会に報告することとする。

- (1) 福祉有償運送の実績（運送回数、運送人員等）
- (2) 福祉有償運送における利用者からの苦情、事故等の状況

#### 14 分科会事務局

分科会事務局は、延岡市総合政策部地域政策課が担うものとする。ただし、旅客の範囲に関する要件該当性の審査及び審査結果説明に関する事務は、旅客の範囲の区分に応じ、健康福祉部障がい福祉課又は介護保険課が担うものとする。

#### 15 その他

分科会長は、分科会の円滑な運営のため、本指針に定める事項に変更の必要が生じたときは、協議会に諮り変更を行うことができる。

##### 附 則

この指針は、令和6年8月26日から施行する。

##### 附 則

この指針は、令和8年6月1日から施行する。

## 懇談事項 令和8年度に実施を予定している取組について

延岡市では、地域の暮らしを支える持続可能な公共交通ネットワークの再構築を目指し策定した「延岡市地域公共交通計画」の取組みを推進するための事業を展開してまいります。

### 交通空白地域への対策

- 国土交通省の「『交通空白』解消本部」では、令和7年度から9年度の「交通空白解消・集中対策期間」において全国約 2,500 の「交通空白」の解消に目途をつけていくこととしています。
- 本市においても、バス停留所が遠い等により「交通空白」となっている地域が市街地にも存在することから、既存の乗合タクシー等の見直しを行いながら、利便性の向上を図っていきます。具体的な地域は以下の通りです。

|                  | 地域の課題                | 取組の方針                                                                                 |
|------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 須佐町・鹿小路・差木野町・大峡町 | 居住エリアから停留所までの距離が遠い。  | 【実証運行計画中】<br>乗合タクシー「須佐・大武線」の須佐～鹿小路間を「予約型乗合タクシー」に転換して分離し、停留所をきめ細かく設置することで利用者の利便性向上を図る。 |
| 昭和町・川原崎町         | 居住エリアから停留所までの距離が遠い。  | 【実証運行計画中】<br>「須佐・大武線」の回送車両を活用し、定時定路線型の「乗合タクシー」を新たに導入する。                               |
| 西階・大貫町・浜砂        | 居住エリアから停留所までの距離が遠い。  | 【実証運行中】<br>西階・浜砂線の利用状況を分析し、ダイヤの改善等を継続。                                                |
| 北方町              | 公共交通による延岡市街地への移動が困難。 | 【調査・分析】<br>利用状況や利用者のニーズを調査し、路線の見直しや運行形態の変更等、総合的に検討を行う。                                |

- このほかにも、市内には交通に課題のある地域が点在していることから、引き続き地域のニーズや既存路線の利用状況を把握するとともに、交通事業者の状況も踏まえながら、必要な検討や見直しを継続していきます。

### 5-4 地域のニーズに合わせた公共交通空白地域への対応

✓ 高齢化の進行により、バス停まで移動できない高齢者も多く存在しています

● 高齢化の進行により、自宅からバス停まで歩くことが困難な状況も見受けられ、今後は、地域のニーズに合わせた対応策(互助輸送等を含む)を住民と話し合っていくことが重要です。

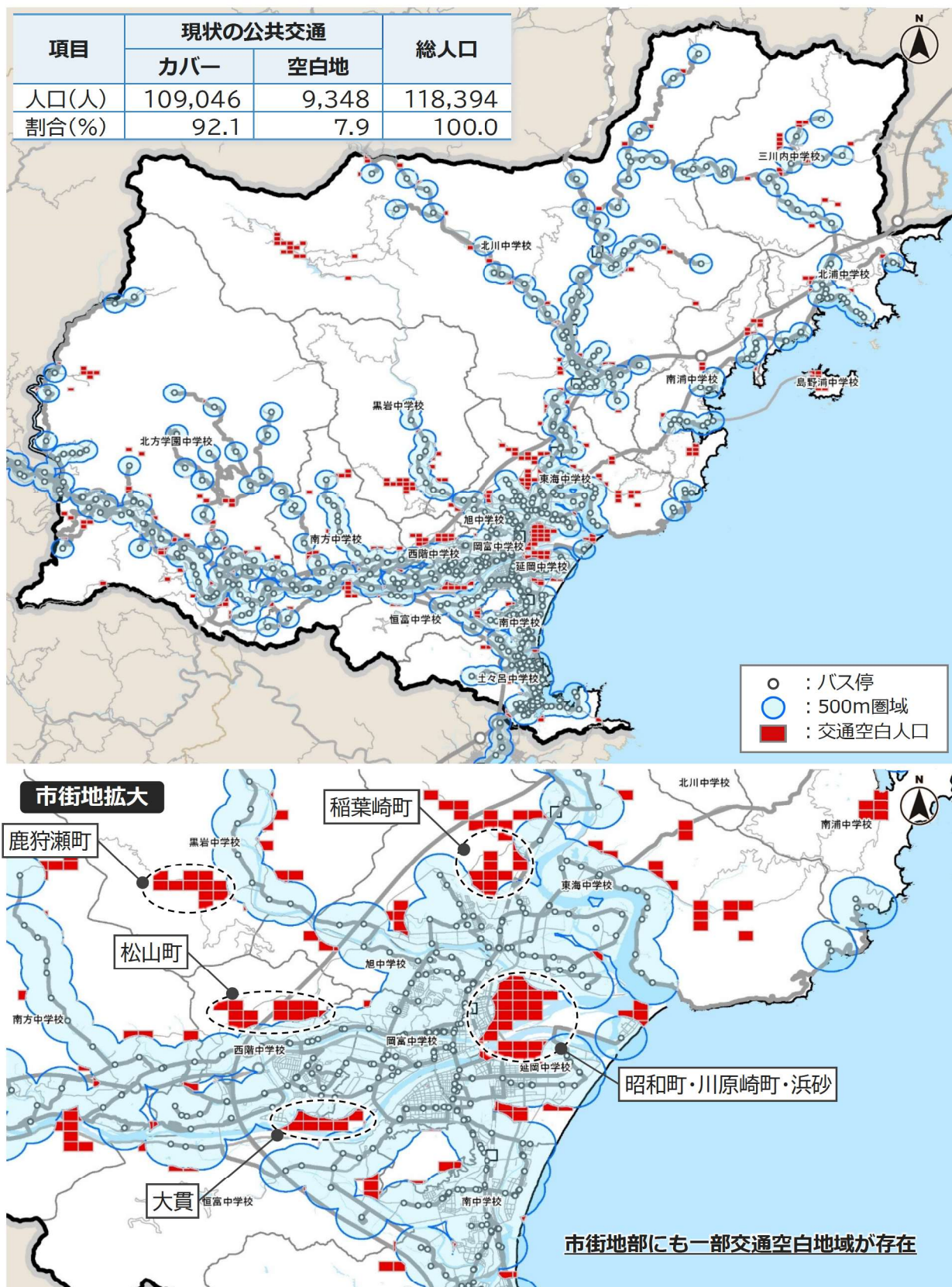


図 市内における交通空白地域の状況 ※デマンド運行区域を除く

出典:R2国勢調査250m人口メッシュ

